

S H O W A H O U J I N K A I

一般社団法人

昭和法人会

会報

'19 | 01 197号



写真／霜月祭 飯田市遠山天満宮

撮影／昭和法人会津賀田支部 若山義一

【主な記事】

●年頭のご挨拶 (P1~4)

●納税表彰 (P5)

●署長講演「お酒を楽しむために」 (P6~8)

●第3回税に関する絵はがきコンクール (P15~17)

一般社団法人 昭和法人会 事務局
昭和区広見町1-13-4 大栄ビル1階
TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798
平成31年1月11日発行



霜月祭(飯田市遠山天満宮)
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山義一

CONTENTS

1~4	年頭のご挨拶
5	納税表彰
6~8	署長講演「お酒を楽しむために」 昭和税務署長 坪井伸介氏
9	行動する法人会
10~11	法人会全国大会〈鳥取大会〉
12~14	市内合同講演会「どうなる日本!これからの政治経済」 ~日本は再び輝きを取り戻せるか、阻む課題は何か、新たな成長発展をどうやって創り出すか~ 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 エイバックス・マーケティング取締役 岸 博幸氏
15~17	第3回税に関する絵はがきコンクール・作品表彰式
18~19	税に関する作文
20~23	税務署だより
24~25	県税広報
26~27	市税広報
28~29	労働基準監督署広報
30	社会貢献活動(区民・市民・町民まつり)
31	瑞穂区・昭和区ブロック/天白区ブロック連絡協議会 講演会
32	税務研修会/やさしい法人税セミナー/初級簿記教室
33	大規模法人e-Tax 義務化説明会・調査部所管法人合同講演会/愛知県連主催 税制講演会
34~35	青年部会コーナー
36~37	女性部会コーナー
38	国税の納付はダイレクト納付のご利用を!
39	インターネットセミナーのご案内/ETC利用最適化支援サービス
40~44	新年誌上名刺交換
45	市内合同講演会開催案内/当面の行事予定



一般社団法人 昭和法人会 会長
日本特殊陶業株式会社
顧問

柴 垣 信 二

皆様、新年明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方を始め、関係各位におかれましては、日頃から昭和法人会の活動に対しまして、格別のご理解と温かいご支援を賜り心からお礼申し上げます。

さて、わが国の経済は、アベノミクスを始めとする各種政策の効果もあり、平成24年を底にして堅調で緩やかな回復基調が引き続きしており、海外経済も緩やかに回復する中で、日本の輸出や生産は持ち直しが続き、個人消費や民間企業設備投資など好循環が進展していると思われまます。これらの背景には国内における企業収益の増加や雇用・所得環境の改善にあると思われまます。

一方、海外に目を転じると、米国トランプ大統領の貿易政策による米中間の貿易問題などの保護主義的政策は、我が国への影響も危惧されるところであり、今後の動向にますます目の離せない状況となっています。

しかし、法人会に加入する多くの中小企業は、大企業との関係においては企業業績・景況感に温度差があり、格差拡大の傾向も懸念されていることから、企業経営において一層難しい舵取りを求められています。

このような中であって、私たち昭和法人会は、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」ことを基本理念に、税知識の普及や納税知識の効用を目的とした事業、地域社会への貢献を目的とした事業に、役員を始め会員の皆様とともに幅広く積極的な活動を引続き展開してまいりました。

中でも、女性部会におきましては、部会創立40周年を迎え、去る10月には、その記念公演及び記念式典を企画開催し、立派に事業をやり遂げられました。再び女性のパワーを再認識させていただいた一コマでございました。女性部会役員の方々のご苦勞に敬

意を表する次第です。

また、社会貢献事業の分野では、青年部会が取り組んでいる租税教室や女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」への取組などは、しっかり定着したものとなってきており、教育の現場への貢献度も年々増しております。いずれの事業もそれぞれの部会において中心的な事業として今後とも継続していく所存です。

ところで、昭和法人会は、昨年度までの2年間、愛知県連運営研究会の活動研究成果の発表を機会に、現在の昭和法人会が置かれている状況を、いろいろな角度から組織分析・現状分析を行い、加入率の問題や財政問題、さらには組織・運営体制等々を見直し、今後の活動に活かしていくべき方向性を示しました。中でも、会費の改訂に当たりましては、昨年5月の第6回通常総会にてご承認をいただき、新年度からその適用を会員の皆様をお願いすることとなりますので、どうぞご理解の程よろしくお願ひいたします。これらの研究内容は既に会報誌等によりご高覧いただいていると思いますが、これまでの研究結果をより実効性のあるものとするため、本年度も各種規定の整備や活動の見直し等の諸手続きほか、一層公益事業に対する役割を求める声が高まっている中でしっかり地に足をつけた活動を展開してまいりました。

昭和法人会といたしましても、今後とも会員の皆様のニーズを十分に踏まえ、皆様のお知恵を拝借し、国・県市の税務ご当局のご指導を仰ぎながら、従来にも増して企業経営と社会の健全な発展に貢献する活動を推進して参りたいと考えております。

どうか会員の皆様方には、今までにも増してご支援ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、平成の時代も残すところ4カ月。迎えました新たな年とともに、新たな新元号による時代も、会員の皆様方のご健勝と各企業の益々のご繁栄を心から祈念いたしますとともに、関係ご当局・諸団体の変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶



名古屋国税局 課税第二部長

岩田和之

平成31年の年頭に当たり、一般社団法人昭和法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、個人消費は回復傾向にあり、生産活動、住宅建設の増加により緩やかではありますが拡大しております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、平昌五輪では愛知県出身の宇野昌磨選手の銀メダルをはじめ、日本としても冬季五輪史上最多記録を更新する13個のメダルを獲得し、2020年東京夏季五輪への弾みとなりました。

また、静岡県とゆかりのある本庶 佑氏が、新しいがん治療薬の開発などに貢献したとして、ノーベル医学・生理学を受賞するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の著しい進展とともに、制度改正が行われるなど、大きく変化しております。

この変化に対して、国税当局といたしましては、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義

務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、本年10月1日から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といたしましては、納税者の皆様に制度を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう法人会の皆様に説明会の開催等で御協力いただきながら、着実な周知・広報に努めているところです。引き続き、円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、更なる御協力をよろしくお願いいたします。

重ねてe-Taxやマイナンバーの普及・定着に多大な御尽力をいただいております。厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、一般社団法人昭和法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



昭和税務署長

坪井伸介

新年明けましておめでとうございます。

平成31年の新春を迎え、一般社団法人昭和法人会会員の皆様に、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の7月に昭和税務署長を拝命して以来、早いもので半年が経過しました。この間、会員の皆様の多岐にわたる活発かつ充実した会活動を拝見させていただき、皆様の並々ならぬ熱意と努力に対しまして深く敬意を表する次第です。また、昨年では昭和法人会女性部会創立40周年という節目の年を迎えられ、メルパルク名古屋で開催されました記念行事にお招きいただいた事は大変光栄に存じております。今後、女性部会に続き青年部会におかれましても、40周年を迎えられると伺っております。これまで以上にますます発展、躍進なされることを御期待申し上げます。

さて、貴会におかれましては、税知識の普及を目的とした税務研修会の開催のほか、各地域でのイベントへの参加や、講演会と演奏会の開催及び次世代を担う児童に対する租税教育など公益性の高い社会貢献事業を実施されており、大変有意義なものであると感じております。更には、税に関する絵はがきコンクールにつきましても、積極的に募集活動を行っていただき、応募された多くの作品から優秀作品を選考し、表彰していただきました。御多忙の中これらの会活動に御参加いただきました会員の皆様方に改めて深く感謝申し上げます。

ところで、本年10月から消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施されます。私どもといたしましては軽減税率制度の円滑な導入に向けて、事業者の皆様が必要な準備を進めることができるよう、周

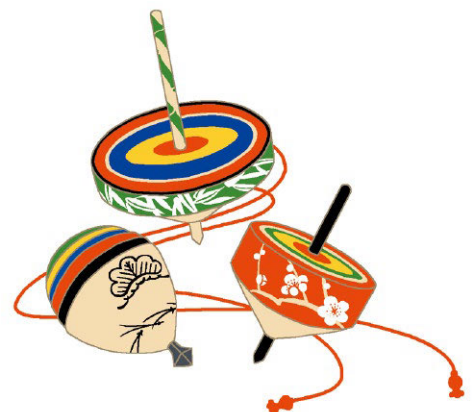
知・広報活動や、説明会の開催、事業者の皆様からの相談への対応などに取り組んでまいります。

また、社会保障・税番号（マイナンバー）制度につきましては、同制度の更なる定着に向けて、e-Taxの利用促進と併せたマイナンバーカードの取得促進や法人番号の社会的インフラとしての利活用についての周知・広報にも取り組んでまいります。

これらの取組を進めていくためには、昭和法人会の皆様のお力添えが不可欠であると考えており、今後も皆様との連絡・協調を密にしながら、適切な対応に努めてまいりますので、一層の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく、平成30年分の所得税及び個人事業者の消費税の確定申告が始まります。本年の確定申告におきましても、引き続き、ICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでまいりますので、各税の申告及び期限内納付に関しまして、御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人昭和法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を心から祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。





愛知県名古屋南部区税事務所長

正田 隆二

明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、一般社団法人昭和法人会の会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から愛知県の税務行政を始めとする県政の円滑な推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、わが国の景気は、個人消費は持ち直し、企業収益が改善しているほか、雇用情勢も着実に改善しているなど、緩やかに回復しております。しかしながら、先行きについては、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響、相次いで発生している自然災害の経済に与える影響が懸念されるところです。

このような情勢において、愛知県の本年度の県税収入についても、主要税目であります法人二税は、現時点では順調に推移してきておりますが、今後の経済情勢や企業収益の動向等を注視していく必要があります。

一方、歳出面においては、医療・介護などの義務的経費の増加が引き続き見込まれているほか、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

現在、愛知県では「愛知県第六次行革大綱（しなやか県庁創造プラン）」に従い、徹底した行財政改革を進めるとともに、「日本一元気な愛知」、「人が輝くあいち」の実現を目指して、産業や農林水産業の競争力の強化、中部国際空港を利用した観光やスポーツの振興、インフラ整備、教育、医療、福祉、環境、防災対策などの施策に取り組んでいるところであります。

依然として財政状況が厳しい中、こうした施策を着実に推進するためには、財政運営の根幹である県税収入の安定的な確保が何よりも重要であります。

私たち税務行政に携わる者は、納税者の皆様からのご理解とご協力が得られるよう最大限の努力を重ね、「適正かつ公平な税務行政の推進」と「信頼される税務行政の確立」に向けて誠実に努めてまいります。また、法人県民税・事業税の申告につきましては、eLTAXが納税者の皆様の利便性に寄与するとともに、行政運営の効率化にも繋がることから、更なる定着に向けて取り組んでまいります。会員の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、愛知県では昨年も多くの交通死亡事故が発生し、交通死亡事故多発警報が発令されたこともありました。交通事故は決して他人事ではなく、いつ自分の身に起きてもおかしくないものであることを常に意識し、悲惨な交通事故の当事者にならないことはもちろん、大切な人が犠牲にならないよう、ご家族や職場のお仲間、ご近所の人たちにお声がけをしていただき、交通安全の輪を広げていただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、一般社団法人昭和法人会の益々のご発展と、この新しい年が会員の皆様にとりまして幸多き年でありますことを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



平成30年度

納 税 表 彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●平成30年11月15日(木) 熱田神宮会館

昭 和 税 務 署 長 表 彰



川 村 昌 利
山 城 敬 介

一般社団法人 昭和法人会 常任理事
一般社団法人 昭和法人会 常任理事

昭 和 税 務 推 進 協 議 会 長 表 彰



杉 谷 卓 志
村 瀬 秀 美
山 本 大 志

一般社団法人 昭和法人会 常任理事(代理出席)
一般社団法人 昭和法人会 常任理事
一般社団法人 昭和法人会 常任理事

お酒を 楽しむために

講師／昭和税務署長 坪井伸介氏

●日時／平成30年11月16日(金)

●会場／メルパルク名古屋

【はじめに】

今日、11月16日は、税を考える週間の真っ只中でありまして、こうした時期に昭和法人会の皆さんにお話をさせていただく機会をいただきまして大変光栄に思っております。最初からいい訳になりますが、講演会は慣れておりませんので、一生懸命やらさせていただきますが、あまり期待はしないでいただきたいと思っております。では、しばらくお付き合いをお願いします。

今日のテーマは、「お酒を楽しむために」とさせていただきますが、皆さん、例年になくテーマが軟らかいので、ご心配の方も見えると思います。

私はこの7月まで国税局の酒類監理官というポストで、酒税と酒類行政に関する仕事をしておりました。

国税庁の任務は3つあります。

それは、財務省設置法という法律に書かれておりまして、「適正公平な課税と徴収の実現」と「税理士業務の適正な運営」そして、「酒類業の健全な発達」であります。

ということで、税務署の私どもはお酒に関しては税金の調査や徴収だけでなく、安全でおいしいお酒を消費者に提供したり、輸出の促進、適正飲酒未成年者飲酒防止などの社会的要請にも応えていくよう酒類業界を指導監督しておりまして、酒類業界を所管する行政機関は、経産省や厚労省ではなくて国税庁ということです。

今日は、お酒の専門家からお聞きした話やお酒にまつわる話、それに、歴史や法律などに「私のお酒の仕事への思い入れ」も含めて、あくまでまじめに「お酒を楽しむためのお話」をさせていただきますと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【お酒のルーツ】

今、日本酒がおいしいと評判であります。

愛知県では、九平治、蓬萊泉、岐阜県の久壽玉、三千盛、三重県では、作、半蔵、而今、静岡県磯自慢、開運、全国では古くは、越の寒梅、最近では瀬祭、十四代、浦霞、飛露喜、通の方なら、いくつでも銘柄が出てくるようになりました。

今日は、日本酒を中心にいろいろなお酒について考えていきたいと思っております。

最初に、お酒のルーツから話を始めたいと思っております。

お酒が地球上にいつ頃から登場したのかは定かではありません。人類誕生のはるか以前に、アルコールを含む液体が自然にできていたことは、ブドウなどの熟した果実が岩の窪みに落ちて、糖分を含んだ果汁がアルコール発酵することも想像することができます。

今日でもアフリカのウガンダでは、アルコール発酵を起こしたヤシの実を食べ過ぎた象などが、千鳥足でふらついている所を見ることがあるそうです。

日本の国の酒と言えば清酒や焼酎ですが、世界ではワイン、ビール、ウイスキー、ブランデーなど、いろいろなお酒が飲まれています。

「古い文明は必ず美しい酒を持つ。優れた文化のみが、人間の感覚を洗練し、美化し、豊富にすることができるからである。それゆえ、優れた酒を持つ国民は、進んだ文化の持ち主である。」



という言葉がありますように、「酒は文化」そのものであります。ところで皆さん。「酒」という漢字の部首は何だと思ひますか？多くの方は「酉」(サンズイ)と解答されると思ひますが、実は右側の「酉」(トリヘン)なんです。

もともと、酒を表す漢字は「酉」の方で、サンズイはありませんでした。酒と言う字は漢和辞典ではサンズイの部ではなくトリの部に入っています。もともと「酉」の字は、酒壺を表す象形文字からきたものです。

最初は、下のとがった当時の酒壺そのままの形が、だんだんと底が平たくなり、ついにはサンズイを付けて液体を表すようになりました。

この「酉」を使った漢字には、酒にまつわる漢字が多いです。例えば「酌」(シャク)という漢字があります。これはひしゃくで酒をくむ。一日の終わりにひしゃくで酒をくむと「晩酌」です。

四杯・五杯と飲んでいくと、「酩」名前も忘れるほど、「酩」めいていて、九杯・十杯と「酔」飲んだら、酔っぱらってしまいます。飲みすぎて、酒が甘く感じられるようになったら「宴も酩(タケナワ)」です。

飲みすぎて、鬼のようになり「醜」醜い姿をさらさないよう、「醒」星空を見上げて、酔いを醒ましませよう。

「醫」は、病人を酒で治していたので、醫(エイ)の下に酉をつけたのでしょうか。酒は百薬の長とも言われております。

その「酒は百薬の長」という言葉ですが、中国の前漢王朝を倒して「新」という王朝を立てた王莽(おうもう)という人が、経済政策の基本となる塩、酒、鉄について詔を出しました。

「それ塩は食肴(しょくこう)の将、酒は百薬の長、嘉会(かかい)の好、鉄は田農の本」この文は、塩は料理味付けの大將格、酒はすべての薬の王者で、めでたい宴会になくはならないもの、鉄は農業の基本的な道具と解釈されています。

また、江戸時代の学者、貝原益軒は著書である「養生訓」の中で、「酒は天の美禄なり。少し飲めば陽気を助け、血気を和らげ、食気を巡らし、愁いを去り、興を發して、甚だ人に益あり。多く飲めば又よく人を害すること、酒に過ぎたるものはなし。」と酒の功罪を明らかにしていますし、自らも実践したのでしょうか。84歳という当時では珍しく長生きをしました。

○酒の良い所を表現したことわざ

酒は憂いを掃う玉ほうき、酒三杯は身の薬、酒に十徳有り、万物酒に如かず、酒飲み上手は長生き上手

○酒の悪い所や飲みすぎを戒めたことわざ

酒は氣違ひ水、酒は百毒の長、下戸の酒恨み、酒が言わす悪口雑言、酒は飲むとも飲まれるな、酒は先に友となり後に敵となる、酒と朝寝は貧乏の近道

酒池肉林という言葉も有名です。

古代中国の夏王朝最後の王である桀王、殷の最後の王、紂王はともに酒で池を造って乱行して滅ぼされた。という話が残っています。

古代中国の夏王朝最後の王である桀王は、民から絞りとって豪遊し、肉の山、乾肉の林、そして酒の池に船を浮かべて3,000人が一度に牛飲したというほどの乱行で殷(商)に滅ぼされてしまいました。

また、殷の最後の王、紂王は、酒粕で堤防を築き、その中に酒

を満たして、数百人の女性を裸にして入れたということです。やはり、周に減ぼされてしまいました。

日本に戻ります。

日本では、稲作が伝わると米で造ったお酒が造られるようになります。最初は、儀式の中で特定の人たちだけが飲んでいましたが、一年の内の特定の日、例えば、お祭りのような晴れの日には、誰もが飲酒を許されるようになりました。

邪馬台国の人を酒をたしなむと、魏志倭人伝に書かれているそうです。

平安時代初期には、現代の酒と同じように米と米こうじを使った酒造りが行われるようになりました。

室町時代になると精米した米を使用するようになり、できたもろみを濾すことで透明なお酒ができるようになりました。また、絞ったお酒を貯蔵前に65度程度に加熱、殺菌して熟成を図る「火入れ」の技術もこのころ確立しました。

江戸時代に入りますと、江戸や大阪などの大都市へ出荷する大規模な酒造業者が現れてきて、灘、伏見といった酒の産地というものが形成されました。

東海地方では、愛知県の知多半島が江戸に近いという利点を活かして、多くの酒蔵があったそうです。

さて、明治4年、酒税に関連した法律が制定されます。この法律は、お酒を造ることが一般的に禁止されて、免許を持っている人だけが一定のルールで酒を造って税金を払う、というものでした。

明治以降、酒造りも伝承された技術に科学的な研究の成果が取り入れられるようになり、酒の品質はどんどん向上していきました。また、清酒以外にもビールやウイスキーなど新しいお酒も造られるようになりました。

明治時代の酒税は、地租と並ぶ国の大きな財源でした。日露戦争の戦費も酒税が大きな役割を果たしたといわれています。明治43年には、酒税は国の収入の4分の1を占める税金でした。酒税は昭和40年までは租税収入の10%を超えていましたが、今は、1兆3千億円余りで、2.1%のシェアになっております。

他のお酒のルーツを見てみますと、まず一番古くからあるのはワインです。

ワインがいつ頃から人間に知られ、どこで造られるようになったかは明らかではありませんが、ブドウが豊富にあって、そのブドウをすりつぶした液体が発酵するとお酒ができることに気がついて、それを技術として修得するだけの文明ができた頃なのでしょう。明確な歴史の遺物としては、約6,000年前、メソポタミア地方で高度な青銅器文明を生み出したシュメール人の遺跡で果実を圧搾するための石臼とブドウの種子などが発見されました。

次にビールです。ビールはもちろん外来のお酒です。ビールづくりは、紀元前3,000年頃、エジプト、メソポタミア地域で造られるようになって、その後、ヨーロッパ大陸に伝わりました。ドイツを中心に大いに発展したのはご承知のとおりです。

次にウイスキーですが、ワインやビールのような醸造酒は、自然発生的な面がありますが、ウイスキーのような蒸留酒は蒸留という技術が必要だけ醸造酒より遅れて登場しました。蒸留の技術は、紀元前3,500年頃のメソポタミアで世界最古の土器の蒸留機が発掘されました。

【お酒に弱い日本人】

次は、日本人はお酒に弱い。という話であります。

お酒を飲むと人は酔いますが、強い人、弱い人、酔いには個人差があります。お猪口1杯で真っ赤になる人がいると思えば、1升飲んでもケロッとしている人もいます。

ベテランの皆さんは、若い時に修業をされたので飲めるようになってしまったという人もお見えだと思いますが、どうしてもまったく「だめ」「受け付けない」という人も、周りには結構お見えます。

アルコールは、体の中で酵素によってアセトアルデヒドになります。ここでは個人差は少ないそうです。次にアセトアルデヒド分解酵素によって酢酸になり、さらに炭酸ガスと水になります。

このアセトアルデヒドが悪い物質で、悪酔いの元凶と言われ、酒を飲んで赤くなるのも、頭痛を起こしたり、気分が悪くなるのも、この物質が原因だと言われています。

このアセトアルデヒドを分解する酵素がなかったり、弱かったりすると、酒が飲めない人、弱い人となるわけです。

日本人は、民族的にお酒が弱い民族だと言われています。

2003年と古い資料ですが、「国別の人口一人当たりのアルコール飲料消費数量」のデータがあります。酒の強い弱いが、そんな



急には変わらないと思いますので参考にはなると思います。

一番アルコールを飲んでいただのは、ルクセンブルグ、ハンガリー、チェコ、アイルランド、ドイツの順で圧倒的にヨーロッパがよく飲んでいます。日本が29位、タイが40位、南米ではアルゼンチンの30位が最高です。

そもそも当初、人類はアルデヒドを分解する酵素を持っていたのですが、今から約2~3万年前にモンゴル高原で突然変異が起こって、分解力の弱い人が誕生しました。

この酵素が全く働かない人は、モンゴロイド系の人にしかいないそうです。

アメリカ大陸の先住民の中にもいることから、彼らがアジアから大移動して行った以前に突然変異が起こって、広がったと考えられています。

ちなみに、ヨーロッパやアフリカの人に酵素が働かない人は見られません。

日本人の場合、40%が酵素の働きが弱くてお酒が弱い人で、4%が全く酵素の働きがなくてお酒が全く飲めない人だと言われています。

ちなみに、どの県の方が酒が強いのか、というデータがあります。酵素の働きがいい、いわゆる酒豪型遺伝子の出現率をデータ化したものです。

全国第一位は、秋田県の76.7%でした。続いて、岩手、鹿児島、福島、埼玉、山形、北海道、沖縄、熊本、高知となっています。逆に、低い方の第一位は、三重県で39.7%、続いて、愛知、石川、岐阜、和歌山、広島、大阪となっています。縄文人は酒が強かったらしいのですが、弥生時代、日本の政治の中心地の一つだった近畿地方やその周りの中部地方には、海を渡ってきた渡来人が多く移り住みました。渡来人の中に分解酵素を持たない人がいて、縄文人との混血によって半分近くの方がお酒に弱い民族となった一つの要因だという説です。

【いろいろなお酒の話】

次はビールです。

酒税法では、アルコール分が1%以上の飲料、飲み物だと規定していますので、アルコール分が1%未満の飲み物や固形物やまずくて飲めないものは、酒税法上の酒ではありません。

酒税法でビールとは、麦芽(麦の芽が出たもの)、ホップ及び水を原料として発酵させたもの、とあります。なぜ、麦ではなく麦芽なのか？

麦はでんぷんを多く含んでいますが、そのでんぷんをそのままアルコールに変えることはできません。まず、「糖化」という工程によってでんぷんを糖分に変える必要があります。その糖化のために必要な酵素である、糖化酵素を麦自身に作らせるために、発芽させているのです。日本酒でいう麴の働きに当たります。

また、麦芽、ホップ及び水と政令で定められた物品(麦、米、コーンスターチなど)を原料に発酵させたもの、これもビールです。ただし、余分な原料は、麦芽の重量の100分の50を超えないこと、と決められていて、麦や米を3分の1まで入れられますが、それ以上入れるとビールとは呼べなくなります。

平成6年に麦芽の割合が低くて、ビールに該当しない商品が発売されました。この商品は税率が安く、価格も当然安く設定されたのでよく売れました。

当然、他社も追随しました。その後、酒税法が改正され「発泡酒」という規格が新設されたのですが、今度はビールにも発泡酒にも該当しないものが発売されました。

それは、麦芽の代わりに大豆たんぱくやエンドウたんぱく等を原料として発酵させたもの(その他の醸造酒に該当)や発泡酒に麦スピリッツを加えたもの(リキュールに該当)で、第3のビールとか新ジャンルと呼ばれています。

第3のビールは、ビールならではの苦みというか、コクがないという人や若い人などは、苦くないので飲みやすい、という意見もあります。

ちなみに現在、どれくらいの酒税がかかっているかと言いますと、350mlの缶ビールの酒税は77円で、新ジャンルは28円です。

昨年の酒税法改正によりまして、10年間かけてビール系のお酒は、税率が一本化されることとなりました。

ビールは、平成38年には54.25円となります。22.75円下がるといことです。逆に、新ジャンルは、平成38年10月にビールと同じ54.25円となります。新ジャンルは10年間で26.25円上がって、今の49円の税額の差がなくなるということです。

【自家製のお酒】

家庭や酒場で、市販のお酒をそのまま飲まないで何かと混ぜたり漬け込んだりして、お酒を楽しむことがあります。代表的な例としては家庭の梅酒であり、バーのカクテルがありますが、家庭で自家製のお酒を造ることは酒税法違反の密造にならないか、という質問をされる場合があります。

酒税法では、お酒に他の物を混ぜると、新たなお酒の製造とみなすという規定があります。ですから、原則はお酒に何か混ぜたりすることは密造、無免許製造となります。

ただし、例外として今、正に栓を抜いて飲むという時、消費の直前に酒に何か混ぜる場合、これは消費の段階に入っていますので、何をしてもどんな飲み方をしても問題はありせん。

料飲店や旅館などが食前酒として造り置きしてある自家製のお酒を出す場合がありますが、税務署に届出がしてあれば年間1,000ℓまで認められます。

家庭では梅酒が昔から造られています。これはちゃんと条文に書いてありますのでOKです。

酒税法では混和するお酒はアルコール分が20%以上のもので、混和した後に新たにアルコール分1度以上発酵がないこと、混ぜるものは、糖類、梅などで、混ぜられないものが決まっています。ブドウ、米、麦、とうもろこし、でんぷんなどです。

ブドウでワインを造ってはだめですし、ビールが造れるキットが売られていますが、アルコール発酵が1度超えると密造になります。しかも、できたお酒は自ら消費するためであって、梅酒であっても販売してはいけません。

【税を考える週間について一言】

ここまでお酒の話をしてきましたが、税を考える週間ということで、若干、税金のお話もしていきたいと思います。

皆様もご承知のとおり、11月11日から17日までは、「税を考える週間」でございます。

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状についてより深く理解していただくために、一年を通じて租税の啓発活動を行っておりますが、特にこの時期に、税を考える週間として集中的に様々な広報施策を実施しているところでございます。

主な施策は国税庁ホームページやSNSを活用した広報、社会人や大学などの講演会を国税庁や国税局が実施しておりまして、今年のテーマは昨年に引き続き「くらしを支える税」であります。

昭和署におきましても、昨日、熱田神宮会館で納税表彰式を開催したほか、高校生の税に関する作文の表彰や租税教育推進校の表彰などを行うこととしております。

また、「税を考える週間」の関連イベントとして、イオン八事店での「税に関する作品の展示」や昭和税務連絡協議会が主催する「税に関する作品合同表彰式」が開催されます。

昭和法人会では、「税を考える週間」の行事に積極的に取り組んでいただいております。署長として深く感謝を申し上げます。

【最後に】

話は変わり、日本酒の輸出が増えているという話題です。

今、政府では、海外展開戦略として「クールジャパン」戦略を官民挙げた取組みとして推進しております。その取組みの具体的な施策の一つとして、「日本食・食文化の海外展開・日本産酒類の輸出促進」という取組みが進んでいます。

どれくらい輸出が増えているかと申しますと、平成29年の酒類の輸出金額は、約545億円と前年対比126.8%となっていて、6年連続で過去最高額となっております。10年前の平成19年は約157億円ですので、10年間で3倍以上となっております。

ただ、フランスのワインの輸出額は1兆円とも言われておりますので、これで満足していいレベルではないようです。

日本産のお酒ですので、日本酒だけでなくウイスキーやビールも

含まれていて、特に日本のウイスキーは、山崎や白秋といった高級ウイスキーが海外で高い評価を得ていて、メーカーでは原酒が足りないみたいですが、いいウイスキーはできるまでに何年もかかりますのでメーカーも困っているみたいです。

輸出促進は、国税庁だけでなく政府全体の取り組みとなっております。輸出促進、総務省が主催する「日本産酒類の輸出促進会議」には、総務省、外務省、国土交通省、経済産業省、財務省など、多くの省庁が参加して、さらに民間の協力をいただきながら日本産酒類の輸出促進に取り組んでいるところです。

和食がユネスコの世界無形文化遺産に登録され、ますます和食ブームが高まっております。フランスではソベクサという公的機関があって、ワインを官と民が一緒になって売り込んできましたが、日本産のお酒もフランスのワインのように国が後押しをして、輸出促進していく取組みが始まったということでもあります。

最近、日本酒を飲めるイベントが各地で開催されるようになりました。会場はどれも満員で大盛況です。私のお勧めは、東海四県の酒造組合が主催する地酒まつりで、3,000円くらいのチケットで大吟醸や手に入らないブランドのお酒が飲み放題となっています。ほかにも、小売や卸の流通業者が主催するイベントや新酒の時期の蔵開きも多くなっていて、企画は様々ですが、お客さんは若い人が本当に多くて、特に女性がグループやカップルで来ています。

イベントで飲んだからと言って、すぐにお店で買ってもらえるということはないですが、若い世代の人に日本酒のおいしさを知ってもらうことは、清酒業界にとって将来的に期待が持てることだと思います。

お酒の消費量は、年々減少しています。人口そのものが減少しているのでも、飲酒習慣のある人も同じように減っています。特に清酒は落ち込みが大きく、昭和50年代のピーク時の三分の一以下に減って、蔵元も急速に減ってしまいました。

最初に、今、日本酒がおいしくなっている。というところから今日の話は始まりましたが、なぜおいしくなったのか、私なりの答えではありますが、清酒業界はお酒が売れなくなっても何もしてこなかった、ということではなくて、量から質に舵をきりました。特に、競争力の弱い地酒のメーカーは、安い普通酒を造るのをやめて、おいしい付加価値の高いお酒を造り出しました。

いいお酒を造る蔵元の情報は、今はインターネットで一斉に広がります。米を二割三分23%まで磨きに磨いて有名になった「瀬祭」や洞爺湖サミットの乾杯酒で有名になった静岡の「磯自慢」、伊勢志摩サミットの「半蔵」「作」などが代表選手です。

今、清酒メーカーは製造設備や冷蔵設備を整備しておいしい酒を造り、ベストな状態で出荷しています。いいお酒は、小売屋さんでも冷蔵のショーケースに入っています。

だから、今はどの酒蔵のお酒も本当においしくなっています。「酒場放浪記」というBSの番組がありますが、番組で飲み歩く吉田類さんは、番組の中でいきなり店の中のお客さんと乾杯して、話の輪に入っていくのですが、一度もトラブルになったことはないそうです。秘訣は、お酒を楽しく飲むことが一番だそうです。楽しく飲めば仲良くなれるのだそうです。

これから寒くなってまいりますと、益々、お酒がおいしい季節となります。

今年の冬はフルーティーな香りのきりっと冷やした吟醸酒か、ふくよかな香りと米由来の旨みが味わえるぬる燗の純米酒はいかがでしょうか。

ただし、お酒は飲み過ぎない、適正飲酒をお願いします。

以上で、お酒の話を終わりであります。ご静聴ありがとうございました。





平成31年度 税制改正要望 行動する法人会

法人会では、毎年、中小企業を中心とする企業側の意見等をもとに、税制改正に関する要望・提言を、法人会活動の大きな位置付けの一つとして捉え、税制委員会が中心となって議論を交わしました。本年度は、消費税の改正に伴う複数税率等の問題や事業承継税制のさらなる改正要望意見が多く出されました。

このような各会から出された意見等をもとに、県連→全法連へと順次意見を取り次ぎながら、全国440法人会の総意として「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

これを受け、愛知県連を始めとする県下20法人会では、それぞれ地元出身の国会議員に対し、直接「税制改正要望書」を手渡すとともに、要望内容が国会に反映されるよう統一行動を実施しました。

昭和法人会においても、相羽税制副委員長が、近藤昭一衆議院議員及び池田佳隆衆議院議員にそれぞれ直接訪問し、要望書を手渡すとともに私たち中小企業の声を強く訴えその実現に向け要請活動を行いました。

その他、県市町、商工会などの地方関係機関にも提言活動を行っています。

平成31年度 税制改正 スローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を!
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を!
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要!



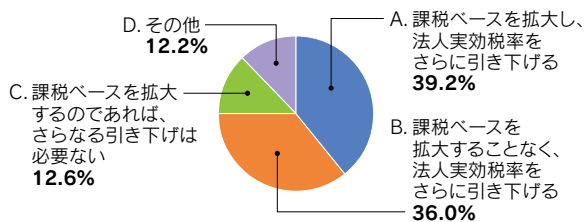
近藤昭一衆議院議員



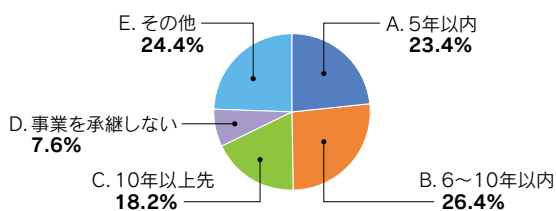
池田佳隆衆議院議員

税制改正に関するアンケート結果 (有効回答総数11,120名)

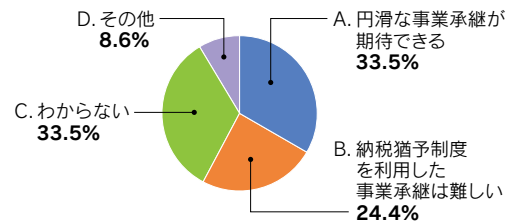
Q1 わが国の法人実効税率は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、29.74%まで引き下げられましたが、今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。



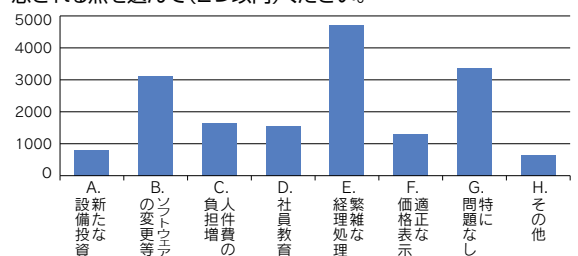
Q2 あなたの会社の事業承継の時期(予定を含む)についてお答えください。



Q3 平成30年度税制改正では、10年間の特例措置として贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われました。一般の改正を踏まえて、事業承継についてどう考えますか。



Q4 2019年10月より消費税の軽減税率制度が実施される予定となっています。軽減税率が導入された場合、あなたの会社で特に懸念される点を選んで(2つ以内)ください。



法人会全国大会〈鳥取大会〉

●平成30年10月11日(木)
●とりぎん文化会館
(鳥取県立県民文化会館)



去る10月11日、第35回法人会全国大会がとりぎん文化会館において全国から約2,000名の会員、関係者が参加し、盛大に開催された。

第一部は、鳥取県(株)大山どりの代表取締役 島原道範氏が「大山どりの奇跡」～ 35歳、どん底からの挑戦～と題した記念講演が行われ、第二部の式典では、小林栄三全法連会長の挨拶に続き、藤井健志国税庁長官、平井伸治鳥取県知事、深澤義彦鳥取市長の各来賓から祝辞を頂戴した。

その後、会員増強・研修・福利厚生部門での成績優秀県連等の表彰に続き、「平成31年度税制改正に関する提言」の趣旨説明・報告が行われた後、青年部会による租税教育活動の報告とともに大会宣言が採択された。



平成31年度 税制改正に関する提言 (要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

・政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

- (1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。
 - ・社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライド」の厳格対応「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
 - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
 - (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に活用できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもか

わらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

・消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明した。

- (1) 現在施行されている「消費税軽減税率特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

・OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設 我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、好調な企業業績などを背景に緩やかな拡大基調を続けているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言い難い。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策が各国との経済摩擦に発展しており、わが国にとっても看過できないリスクとなっている。

財政健全化は国家的課題である。消費税率引き上げの再延期に伴い、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期が大幅に延期されたが、持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」の理念に立ち帰

り、歳出・歳入の一体改革を着実に実行することが極めて重要である。

中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、わが国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成31年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここ鳥取の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成30年10月11日
全国法人会総連合全国大会

の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III. 地方のあり方

・国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

・「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

・地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特産品に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たす必要がある。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直す必要がある。

IV. 震災復興

・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

・熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

所得税関係

1 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2 少子化対策

相続税・贈与税関係

- 1 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 2 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す必要がある。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

4 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

- 1 配当に対する二重課税の見直し
- 2 電子申告

「どうなる日本!これからの政治経済」

～日本は再び輝きを取り戻せるか、阻む課題は何か、
新たな成長発展をどうやって創り出すか～

- 日時／平成30年9月19日(水) 13:30～15:00
- 会場／日本特殊陶業市民会館 フォレストホール



講師／慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
エイベックス・マーケティング取締役

岸 博幸氏

2020年以降、景気は低迷

いま日本の経済成長率は年3%を越えています。2%を越えると景気がいいと考えますから3%は景気がいいと思いますが、問題は、今後どれだけ続くのか。残念ながら、私は2020年以降厳しくなると考えています。潜在成長率、つまり日本経済が長期的に実現可能な経済成長率は、日銀の推定で0.88%です。

90年代初頭、「失われた20年」と言われたときの成長率は年0.6～0.7%でした。バブル崩壊後ほどしか経済成長しないということです。

成長率が低くなるのは2020年以降ですが、その要因としては、まず来年10月に消費税増税が予定されています。加えて、この6年間日銀は大規模な金融緩和をしてきましたが、昨年暮れから規模を縮小しはじめ、来年、再来年は明確に金融緩和を縮小して正常化しようとしています。一番悩ましいのは東京オリンピックです。過去オリンピックを開催した国は、オリンピック後ほとんどの国で景気は悪化しています。ひ

どい一例は10年ほど前のギリシャ危機です。そのきっかけはリーマンショックだと言われていますが、発端は2004年のアテネオリンピックでした。施設をいっぱい造り財政赤字が拡大、オリンピックをきっかけに税収を増やそうと思ったら、景気が悪くなり税収が減って借金が増えたのです。

低い潜在成長率を高くするには、てっとり早いのは人口が増え労働量が増え生産量が増えることです。でも日本は人口減少局面に入っていますし、大規模な移民の受け入れが難しい国です。もうひとつの方法は、人口減少のペースを上回るペースで経済の生産性を高めるために、政府は改革を進め、民間や地方が新しいことを何でもできるようにしてあげること、規制改革や地方分権、自由貿易が必要になります。

今年、賛成多数で成立した働き方改革関連法案は、日本に投資している海外のヘッジファンドからは評判が悪いです。問題は「時間外労働の上限規制」です。ワークライフバランスが実現している企業は、若いうちはどんどん残業して仕事に必要なスキルを早く身に付けたほうがいいので、休みは半年とか1年単位で調整しています。毎月で上限時間を設けますと、残業できない新入社員はスキルを身に付けられず、会社の生産性は上がりません。

来年4月に地方統一選が、7月に参院選があります。安心して勝てる環境にするために、政府は年末の予算編成で財政のばらまきをするのではないかと思います。年末の予算ばらまきは、来年10月の消費税増税で景気の落ち込みを防ぐ観点からは大事ですが、改革より財政出動を優先していると景気はあと1年か1年半しかもちません。

2025年になると団塊の世代全員が後期高齢者になります。社会保障制度や年金制度の持続性、財政赤

字も1000兆円を越えていて、それらの問題解決も重要ですが先送りされています。

イノベーションとはニューコンビネーション

いまのままでは日本の将来は厳しいと思いますが、日本全体を広い眼で見ると、そこまで暗くありません。

経済の生産性を高めるのは政府ではなく、民間企業・地方経済です。これからの数年は大事なタイミングです。

そのためにはイノベーションを継続して作り出すことが大事です。日本ではイノベーションを「技術革新」と訳して、全く新しい技術的な成果だと思われがちですが、0から研究開発を頑張って1を創るのはイノベーション「発明」です。イノベーションは、100年くらい前にヨーゼフ・シュンペーター氏が「ニューコンビネーションを作り出すこと」と言っています。日本語訳は「新結合」です。既に世の中に存在する知識、ノウハウ、ブランド、何でもいいので、「1+1が3とか4になるような新しい付加価値を付けたニューコンビネーション」をつくるのだということです。

イノベーションは製造業に限定しないであらゆる業種に共通する課題です。大企業だけでなく中小企業でも必ず生み出せるもので、サービス業を含め、どんな産業でもできると覚えていると欲しいと思います。

具体例です。音楽業界は典型的なサービス業ですが、過去20年間で日本の音楽市場の規模は半分以下に減ってしまいました。ネットが普及して違法コピーが蔓延したこと。スマホが普及して若者は音楽より通信にお金を使うようになったこと。デフレが続いて若者が貧乏になりお金の使わなくなったことなどで、典型的な衰退産業になりました。しかし右肩上がりの会社もあって、分析するとイノベーションをしっかりとやっています。AKB48の運営会社はこの7~8年は右肩上がりです。AKB48総選挙の投票権とか握手会、握手券をCDに付けました。CDと“おまけ”のニューコンビネーションです。またアーティストの本拠地を秋葉原にしました。秋葉原はオタクの巣窟で、オタクは自分の好きなものにはとことんお金を使ってくれる有り難い人たち、その人たちを音楽に引っ張り込んだのです。

またEXILE、三代目J Soul Brothersも人気がありますが、男性アイドル+ヤンキー、歌とダンスのコンビネーションです。カラオケ産業も低迷していました



が、イノベーションしている企業は右肩上がりになっています。農業の世界でもイノベーションで十分儲かる企業になることはできます。

安倍政権は地方創生に取り組んでいますが、地方創生の観点からもイノベーションは大事です。毎年政府が用意する地方創生予算の獲得ばかりに熱心になっている自治体は失敗します。地元の産業や経済の生産性を高めたり、政策でイノベーションをつくりだすことをしないと長続きできません。

日本で一番元気がいいと言われているのは福岡市です。中国人観光客が増えたこともあります。福岡市長が「福岡を日本で一番起業しやすい都市にする」と目標を掲げて頑張ったのです。政府国家戦略特区の制度を利用して、起業支援を手厚くしました。さらに起業スタートアップのイベントに出向いて「起業するなら、ぜひ福岡で」と営業を頑張ったのです。実際、有名ネット企業が福岡でオフィスを開き、若者の起業も増えました。

名古屋は日本で一番製造業が強いエリアですので、イノベーションで、もっと生産性を高められるはずだと思います。

日本経済の強みは現場の力

大企業でイノベーションは生まれません。受験勉強や出世競争を勝ち抜いた経営者やエリートは、できるだけ失敗ないように前例がないことをしないのです。でもイノベーションは前例がないことなんです。

掃除機のルンバはアメリカ企業の製品です。日本の家電メーカーも似たような製品を企画していましたが、経営陣からのクレームでボツになりました。しかしルンバが世界的にヒットして、その会社は二番煎じのお掃除ロボットを売り出すことになってしまいました。

講演 名古屋市内9 法人会合同講演会

日本の強みは現場の力です。1543年ポルトガル人が種子島に火縄銃をもってきました。その年、種子島に住んでいた刀鍛冶が火縄銃の複製を造りました。それから10年後、日本中の刀鍛冶はクオリティーの高い火縄銃を造れるようになっていました。1500年代後半には、日本は世界一の鉄砲隊（陸軍）をもっていました。これは現場の刀鍛冶の人たちの力です。

第二次世界大戦や日露戦争のとき、アメリカやロシアは、「日本の前線の兵士は手ごわい。それに対して指揮官は全くダメだ」と分析しています。

現場の力を生かしてイノベーションしやすいのは中小企業です。世界でもアメリカのシリコンバレーが典型ですし、アップル、アマゾン、フェイスブック、グーグルも零細のベンチャーでした。それがイノベーションして、スケールアップしていくと大企業に変身するのです。

飲食業界もイノベーションが多いところですので「東京の食は世界一」と多くの金持ちの外国人から評価されています。

昨日岐阜県の燃糸業の会社を訪問しました。社員18人です。燃糸の技術を活用して吸水性の高い糸を開発し、タオル業界と組んで考えたタオルが大ヒットした会社です。次は2020年東京オリンピックに向けて、新しい糸を創る準備をしているそうです。

オリンピックはいろいろな課題がでてきますので、それを解決するにはイノベーションが絶好のチャンスです。前回の東京オリンピックのときもそうでした。選手村で毎日多量の食事を作るためにセントラルキッチン仕組みを考えました。それが発展してファミレスになりました。トイレの男・女のマークは日本語がわからない外国人が困らないようにと工業デザイナーの集団が作って、それが世界中に広がりました。

法人会はイノベーションの場

イノベーションを作り出すときの重要なポイントは、多様な人間を巻き込み、多様な知識、経験、目線を集めないと斬新なアイデアは出ません。幹部の皆様は外を歩き回り、自分と関係ない企業、違った地域の人の話を聴いて、外の知識・知恵を学んで会社にもって帰ってください。そういう意味から法人会は異業種の人たちと出会える絶好の場です。

私は恩師であり恩人の、やしきたかじんさんに教えられたことがあります。「番組の放映をオンエアと言うように、番組を収録しているときは空気感が大事。空気感の悪い番組を観て視聴者が面白いと思うはずはない。周りにいるスタッフは出演者を盛り上げようとしなければいけない」。たかじんさんは、手を叩いたり笑ったり場の空気感を良くするスタッフを重用していました。

沖縄はリピーターの数が多いのですが、理由は「マリンスポーツが好きだから」の他に多かったのが「泊まる宿とか飲み屋で、オジヤオバアとゆるゆると呑むのが好きだから」でした。それは沖縄の空気感が好きということだと思います。

名古屋はポテンシャルが大きいです。名古屋の皆様は団結して空気感を良くし、イノベーションして地域の生産性を高めてください。期待しています。




※この記事は平成30年9月19日の講演の要約です。

文責／一般社団法人 昭和法人会



 **(一社) 昭和法人会会長賞**
名古屋市立滝川小学校 **山田美衣菜さん**



 **昭和税務連絡協議会会長賞**
名古屋市立御劔小学校 **桃原秀羽さん**

第3回

税に関する 絵はがきコンクール



昭和税務署長賞の石本十季和さん



(一社) 昭和法人会会長賞の山田美衣菜さん



昭和税務連絡協議会会長賞の桃原秀羽さん

女性部会では、本年度も小学校6年生を対象とした「第3回税に関する絵はがきコンクール」を実施し、この夏休みに管内小学校のご協力を得て、作品募集を行いました。

応募作品、昨年度を大幅に上回る206の作品が寄せられ、女性部会では柴垣会長及び昭和税務署の坪井税務署長様を始めとする幹部職員を含めた審査会を開催し、内14の作品を入賞作品として選びました。その中から「税務署長賞」「法人会会長賞」の2作品については、11月18日にイオン八事店にて開催した合同表彰式で表彰し、「税務連絡協議会会長賞」「女性部会長賞」「青年部会長賞」の3作品については直接受賞者の小学校に伺い、受賞されたお子さん方に表彰状を授与しました。その他入賞の方々にも、それぞれの学校にて表彰状を交付しました。

このほか、昭和税務連絡協議会の所属団体がそれぞれ「小学生の習字」「中学生の作文」「中学生の標語」の募集活動を行うとともに、「税に関する作品の合同表彰式」として11月18日、イオン八事店にて開催するとともに、絵はがき等の入賞作品とともに優秀作品を展示しました。



 **昭和税務署長賞**
名古屋市立原小学校 **石本十季和さん**



● **昭和法人会青年部会長賞**
名古屋市立植田南小学校 水野安珠さん



青年部会長賞の水野安珠さん



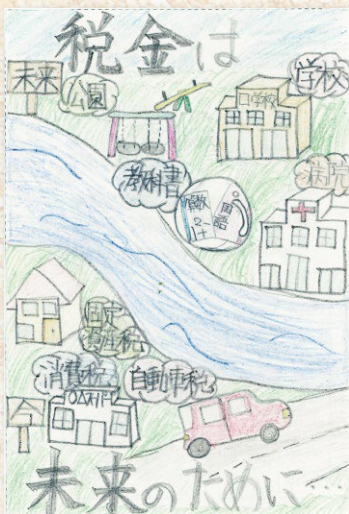
女性部会長賞の鈴木花和さん



● **昭和法人会女性部会長賞**
東郷町立高嶺小学校 鈴木花和さん



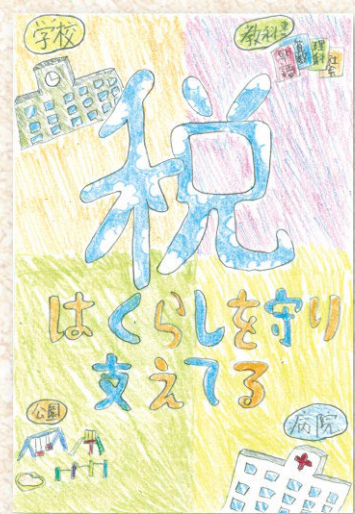
● **優秀賞**
名古屋市立平針南小学校 高橋優乃さん



● **佳作**
東郷町立高嶺小学校 石川藍さん



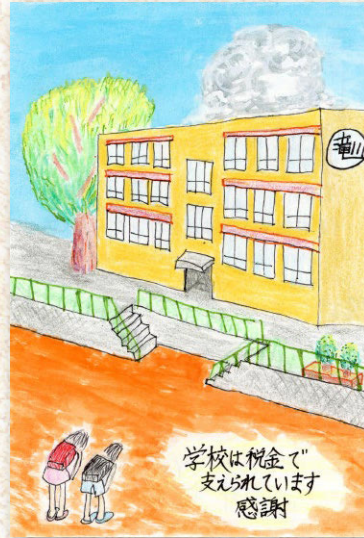
● **佳作**
東郷町立高嶺小学校 沖野はびねさん



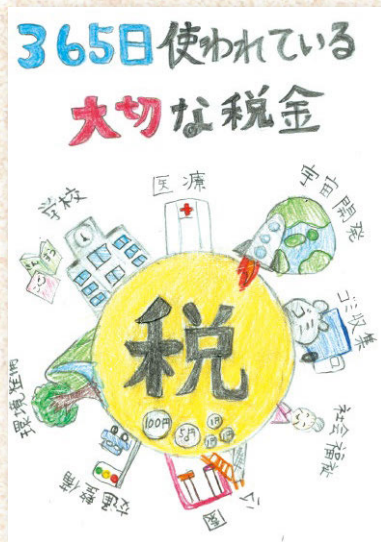
● **佳作**
東郷町立高嶺小学校 坂田晴菜さん



優秀賞
名古屋市立平針南小学校 勅使瓦はなさん



優秀賞
名古屋市立滝川小学校 松井大輝さん



優秀賞
長久手市立長久手小学校 松實まどかさん



優秀賞
東郷町立高嶺小学校 渡邊彩海さん



佳作
東郷町立音貝小学校 鈴木明優さん



佳作
名古屋市立平針南小学校 塚田万結さん



佳作
日進市立西小学校 船岡夢羽さん

平成30年度 税に関する作文



名古屋国税局長賞

中学生の「税についての作文」

名古屋市立桜山中学校 3年

おおつき
大槻 くるみさん

私達の世代に託されたもの

先日、テレビで隣の県の小学校にエアコンが無く自治体で工夫し家庭用のエアコンと扇風機で暑さを凌いでいると紹介されていた。私は驚いた。私は名古屋市立の小中学校で、暑い日にはエアコンの効いた教室で学んできた。企業も多く人口も多い名古屋市。人口とも関連する自治体の違いを目の当たりにし、多くの働く人々が納めた税金によってこの恵まれた環境は維持されている、あたり前の

ことではないのだと改めて気付かされた。そして、今、私が普通に学校に通えているのも当たり前のことではなく、この税金のお陰なのだ。生まれつき病弱だった私は、出生後の体重が減り続け、検診の後、入院し、その後も保健所の方の懸命な支えもあって何とか育つことができた話はよく聞かされてきた。今もたびたび通院をしている私に市の医療制度にどれだけ支えられてきたかと母は言う。母が受診後の受付で深々と御辞儀をして帰るのは病院の方に対するものだけではないのだろう。

愛知県の歳出で最も多いのは学費ということも知った。もし、この医療制度や教育への税金の投入が無かったら、今、私はどうなっていただろう。将来子供を持つことも諦めるかも知れない。米国では、日本と異なり民間の保険会社を使い高い保険料と医療費がかかるという。では、



東海納税貯蓄組合連合会会長賞

中学生の「税についての作文」

名古屋市立植田中学校 3年

すみむら ゆうと
住村 祐音さん

母の一言から税金を思う

「扶養枠を超えないように、仕事を何日か休まなければならぬよ。困ったわ。」

僕は母がそう言っているのを聞いた。母はパートで仕事をしているのだが、扶養枠を超えると配偶者控除がなくなったり、自分で社会保険に加入しなければならなくなっ

たり、所得に住民税がかかったりするらしい。そうすると、家庭全体での収入が減ってしまうそうだ。しかし母は続けてこう言った。

「でも、本当は自分で社会保険代や税金は払いたくない。それに仕事を休むと職場に迷惑をかけるので休みたくないのよね。」

僕はそれを聞いて、収入が減ってしまっても自分で払いたいかと少し不思議に思った。そしてその時、父とテレビを見ていた時のことを思い出した。

それは、タックスヘイブンのニュースだった。最初そのニュースを見たときは意味が全くわからなかったので、父に意味を聞いてみた。簡単にいうと、それは納税を回避



昭和税務署長賞

「税に関する高校生の作文」

名古屋市立若宮商業高等学校 3年

たかまつ なつめ
高松 夏芽さん

税金は、「誰のため」?

私はずっと、税金を「国のため」「他人のため」だと考えていた。それも間違いではない。だが、私は知らなかっただけで税金は、「私のため」でもあったと気付いた。

国は社会保障について、一番多く歳出しているそうだ。その中には年金が含まれている。今の時代は少子高齢

社会と呼ばれている。その分、年金を貰って生活をしている人たちは増え続けているということである。仕事をしない高齢の方々にとって、生活をする上で欠かせないものだ。年金は今の私にとっては「他人のため」である。だが、あと50年もしたら私も貰う側だ。その時の私にとってはもちろん、「私のため」となる。社会保障には、今現在「私のため」となっているものがある。医療費だ。私自身は、よく鼻づまりや咳で耳鼻科を受診することがある。そのとき、子供は医療費を支払っていない。待合室で待っているとき、大人はお会計をしてから出ていくが、その様子を見てみてもそこまで大きな額を払っていない。税金を収めているから、自己負担額が少ないのだ。何度も

それが払えない家庭の子供達はどのようにしているのだろう。私は気になり、世界の乳幼児の国別死亡率を調べてみた。2017年ユニセフの統計では、アフリカ南洋諸島や中米地域が上位を占め、GDP世界第2位の中国は131位。驚いたのは米国が151位で、ボスニアとキューバの153位を上回っていたことだ。その後、東、そして西ヨーロッパ諸国があり、日本は最下位のノルウェーと消費税25パーセントの高負担高福祉の国のスウェーデンと同位の179位だった。「低負担中福祉の国・日本」の意味が浮き上がってくる。米国では多額の税金が研究費に投入され新しい産業が生まれ景気低迷から回復した事。又、先進国の中で唯一人口が増えている国でもあると習った。日本では少子高齢化が深刻な問題となっている。何故私達子供に多くの税金が使われているのか。懸命に働いた

する仕組みであった。世界には税金を納めなくて良い国や税率の低い国、規制の緩い国がある。その国に企業の本社を置いてペーパーカンパニーを作ること、節税するというものだ。タックスヘイブンそのものは必ずしも違法とは言えないらしい。しかし、自国の税収を大きく減少させたり、ペーパーカンパニーを置いた国にも迷惑をかけているのが現実だ。

僕はこの2つのことについて収入の少ない仕事をしながら税金を納める人や、母のように納めたいと思っている人がいるのに、それらの人よりお金を持っている富裕層と言われる人々が、タックスヘイブン等を利用して納税を渋ることに疑問を感じた。

耳鼻科等にはお世話になっているが、そこまで気にしたことはなかった。ありがたい制度だ。もちろん、お金をかけているからお金を払わなくて良いということではあるのだが、そのときに膨大な医療費を払うよりはずっと良い。また、「私のため」でもあるが、「他人のため」でもあるのだ。

「私のため」になっていたものが他にもある。学校だ。今まで深く気にしたことはなかったが、今このように何の問題もなく文を書けていることも、計算ができることも、学校で授業を受けてこられたからできることだ。税金は、教科書の配布や学校の設備にも使用されているようだ。おかげで私や友人達は、授業を受けてこられたのである。また、子供のいない人でも税金は払っている。その人にとっ

方々の税金によって支えられてきた私の健康や生活。私はこの夏、税金について知り、考えることで私達の世代に未来の日本が託されている期待と責任を感じた。では、今、私達に出来ることは何か。まずは知り、気付くことが大切だと思う。支えられてきたことを胸に私は今、精一杯力をつけたい。そして、将来日本の一員として、支え合う輪の中で税金という会費を納め、支える力を持った大人になっていきたい。もし、どの様な社会を望むのか一人一人が日本の一員として考え、それぞれの力を発揮し、助け合って生きる道を選べたら、困難な課題もきっと乗り越えられると信じて、歩んでいきたいと思う。

僕の家の周りの道路はとても整備されていて綺麗である。毎週決まった時間にゴミを収集してくれる。毎日学校に通い、いろんなことを勉強することができる。警察署や消防署のおかげで安心して生活することができる。これらはすべて税金で賄われていることだ。税金は医療や介護、福祉などの社会保障や公共事業、日本の防衛等に使われている。税金を納めることは国を、そして生活を豊かにすることなのだ。

このように税金は、自分たちの日々の暮らしを担ってくれていると言ってもいい。僕は自分自身のために、そして自分の大切な人のためにも税金をきちんと納めることが大切だと思った。

では「他人のため」だが、私からしたら「私のため」だ。当たり前で過ぎてきた日常に、私のためにも税金は溶け込んでいたのだ。

このように考えてみると、案外税金というものは私にも巡り巡って返ってくるものなのだとわかった。もちろん誰かのためにもなるのだが、私のためでもあったのだ。そして、誰かのためになっていて、いつか私のためにもなるのだと思うと、少し誇らしい気持ちにもなる。また、税金というものにプラスのイメージがついてくる気がするのだ。マイナスのイメージを持つ人も少なくはないと思うが、知らないからこそなのだと感じる。知らないということは損だ。だからこそ多くの人に、税とは「誰のため」なのかを考えてほしいと思う。

よくわかる

消費税軽減税率制度

—Part4—

平成 35 年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

平成 35 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式となります。区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（平成 29 年 7 月）」をご参照ください。

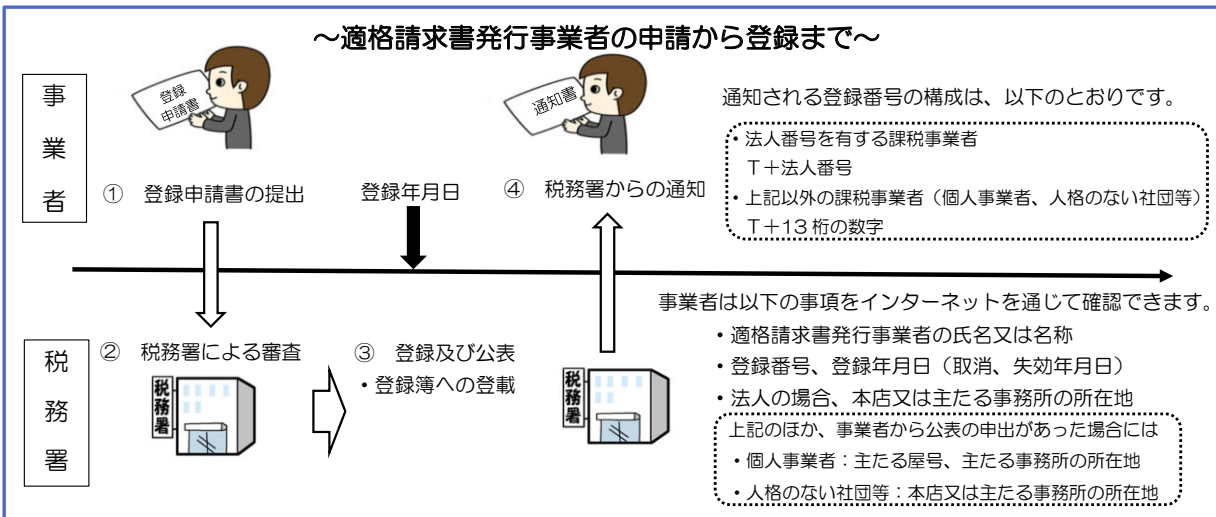
和暦・西暦対照表	平成 31 年	・・・	2019 年
	平成 33 年	・・・	2021 年
	平成 34 年	・・・	2022 年
	平成 35 年	・・・	2023 年
	平成 36 年	・・・	2024 年
	平成 37 年	・・・	2025 年
	平成 38 年	・・・	2026 年
	平成 41 年	・・・	2029 年

1 適格請求書とは

適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

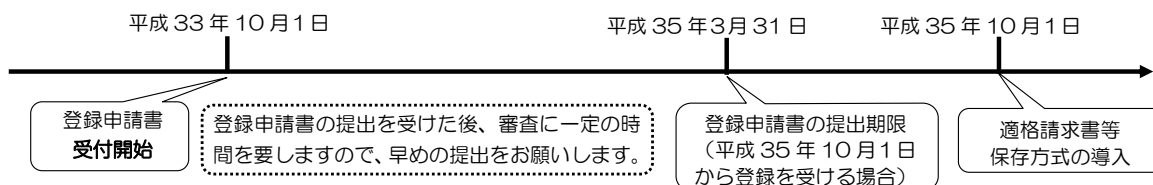
2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます**。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



《登録申請のスケジュール》

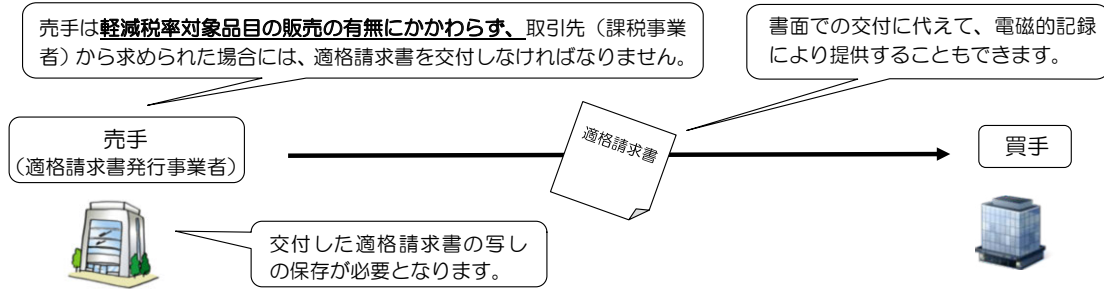
登録申請書は、平成 33 年 10 月 1 日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**平成 35 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として、平成 35 年 3 月 31 日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、平成 35 年 9 月 30 日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、**適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務**が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができます。



- (注) 1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
 2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
 (1) 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
 (2) 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

(1) 適格請求書の記載事項

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（**軽減税率の対象品目である場合はその旨**）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) **適格簡易請求書の記載事項**は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

① 株〇〇御中		⑥ 請求書	
② ××年 11 月分			
11/1	牛肉 ※	5,400 円	
11/2	小麦粉 ※	2,160 円	
⋮	⋮	⋮	
11/30	ビール	6,600 円	
※ 軽減税率対象		③ 合計 87,200 円	
		うち消費税 7,200 円	
(10%対象 40,000 円)		⑤ 消費税 4,000 円	
(8%対象 40,000 円)		消費税 3,200 円	
④		①	△△(株)
			登録番号 T1234567890123

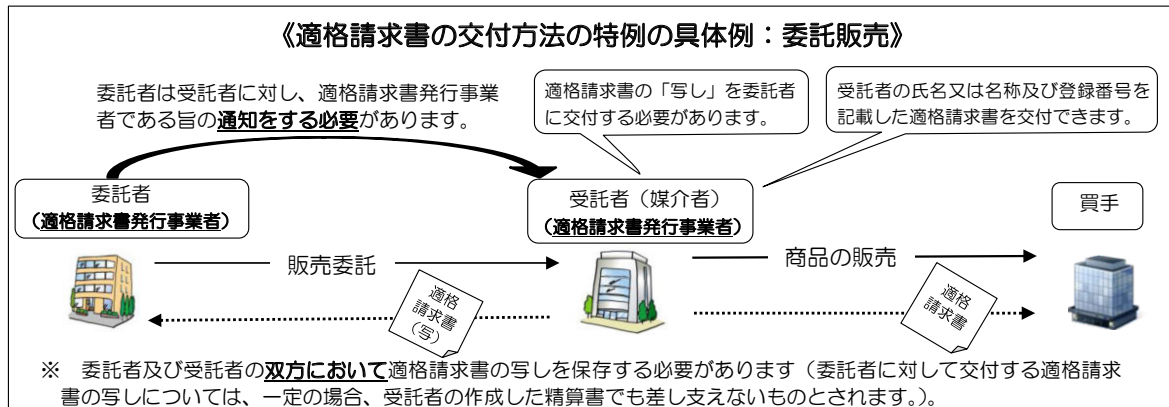
(2) 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

(3) 適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の**双方が適格請求書発行事業者である場合**には、一定の要件の下、媒介者等が、**自己の氏名又は名称及び登録番号**を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。



4 仕入税額控除の要件 (買手側の留意点)

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合 (下記(3)参照)を除き**一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 対価の額

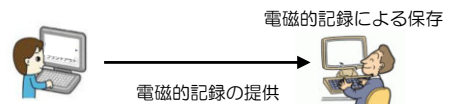
《帳簿の記載例》

総勘定元帳 (仕入) ③ ※は軽減対象			
XX年	②月	日	① ③ ④
			税区分
			借方(円)
11	30	△△食品㈱	③ 食料品※ 8% ④ 86,400
11	30	〇〇商事㈱	③ 文房具 10% ④ 44,000

(2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等 (適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類 (前記3(2)②③の取引)
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録



(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される前記3(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項 (取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を購入する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品 (棚卸資産に限ります。)を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(注) 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

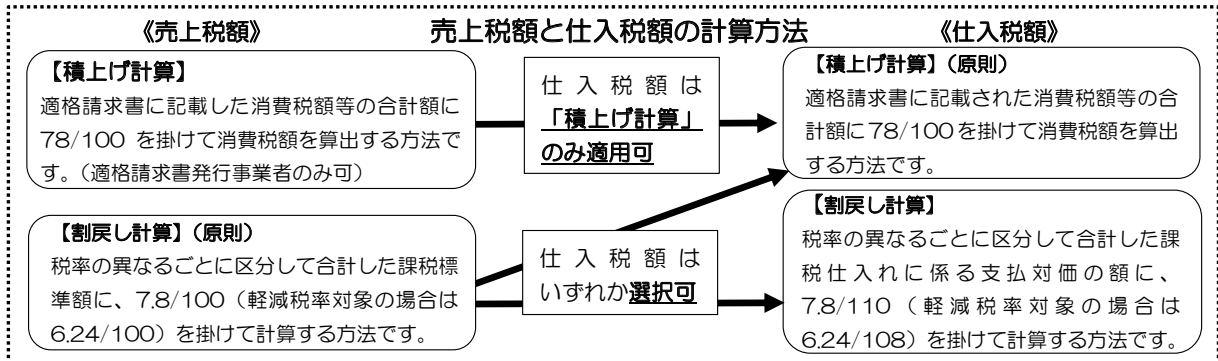
期 間	割 合
平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

5 税額計算の方法

平成 35 年 10 月 1 日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者のみになります。



6 免税事業者の登録手続

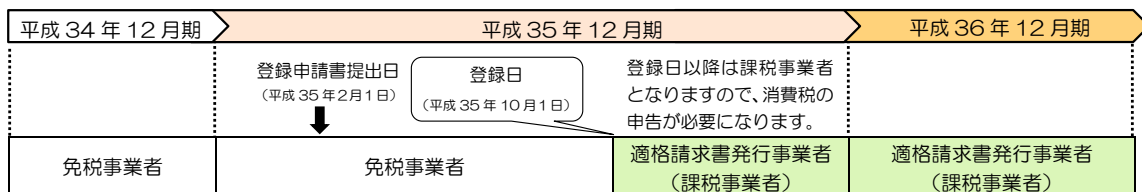
免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出し、**課税事業者となる必要があります**が、平成 35 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間の場合 (経過措置の適用を受ける場合)

(例) 12 月決算の法人で、平成 35 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者となる場合

※ この場合、「**消費税課税事業者選択届出書**」の提出は**必要ありません**。

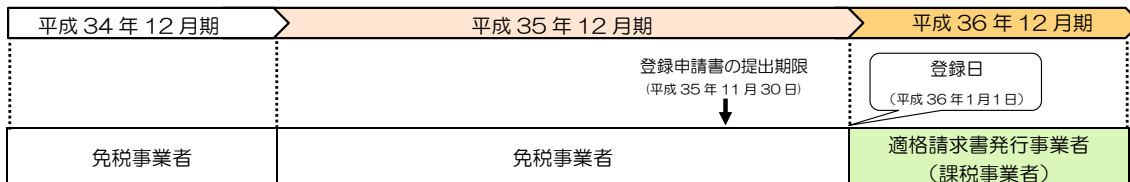
また、登録日以降は課税事業者となるため、**消費税の申告が必要になります**。



(2) 登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

(例) 12 月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である平成 36 年 1 月 1 日から登録を受ける場合

※ この場合、「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出し、**課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して 1 月前の日までに登録申請書の提出が必要**となります。



《軽減税率制度 (適格請求書等保存方式を含む) に関するお問合せ先》

- 軽減税率制度に関してさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター) で受け付けています。

専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

事業主の皆様へ

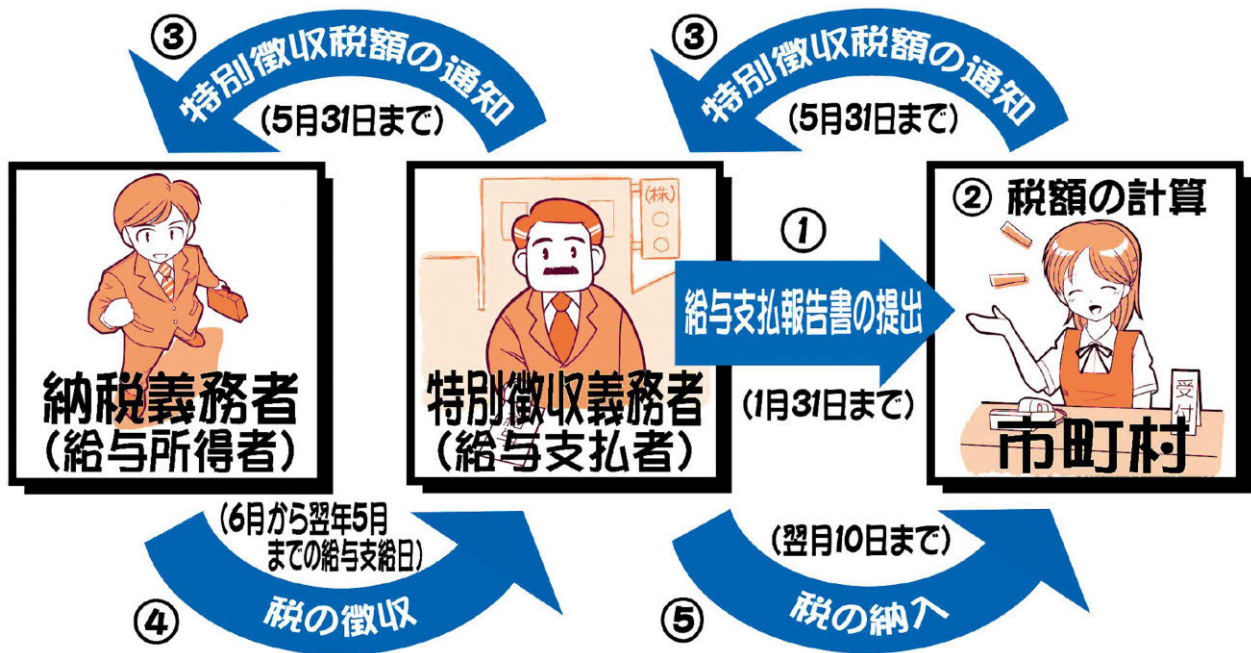
愛知県個人住民税特別徴収推進協議会からのお知らせ

個人住民税は特別徴収で納めましょう

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（パート・アルバイト・役員等を含む）に支払う給与から住民税（県民税＋市町村民税）を徴収し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

愛知県と県内全市町村は、対象となる全ての事業主に対して個人住民税の特別徴収（給与天引き）を行っていただくための取組を進めています。

特別徴収のしくみ



※毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

納期の特例

従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

エルタックス
eLTAX

給与支払報告書はeLTAX（エルタックス）によりパソコンから電子申告することができます。

個人住民税の特別徴収について Q&A

Q1	なぜ、特別徴収にしないといけないのですか？
A1	<p>地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収することが義務づけられています。</p> <p>事業主や従業員等が特別徴収するかどうかを選択することはできません。</p>
Q2	特別徴収にするメリットはあるのですか？
A2	<p>【事業主のメリット】</p> <p>住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする必要はありません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知しますので、事業主の方は、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくだけです。</p> <p>なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。</p> <p>【従業員のメリット】</p> <p>従業員にとってたいへん便利な制度です。特別徴収をすると、従業員の方がわざわざ金融機関へ納税に向かう手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくて済みます。</p>
Q3	普通徴収から特別徴収に切り替えるには、どうすればいいのですか？
A3	<p>普通徴収から特別徴収への切り替えの手続等具体的なお問い合わせは、各従業員の方の住所地の市区町村（住民税担当）に直接お問い合わせください。</p>

具体的な手続きに関するお問い合わせは、従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村の個人住民税（特別徴収）担当課までお問い合わせください。

「愛知県個人住民税特別徴収推進協議会」は、愛知県と県内全市町村が参加して個人住民税の特別徴収推進を図る目的で、平成24年7月に設立されました。

個人市民税・県民税 給与支払報告書の提出

●個人別明細書と総括表の提出について

1 提出期限

なるべく平成31年1月21日(月)までに提出をお願いします。(提出期限は平成31年1月31日(木)です。)

2 個人別明細書の提出対象

平成30年中に給与等の支払を受けた方で、

- (1) 平成31年1月1日に給与等の支払を受けている方
- (2) 平成30年中に退職した方(注)

(注)個人別明細書の提出義務があるのは、平成30年中の支払金額が30万円を超える方ですが、支払金額が30万円以下の方についても、提出していただきますようお願いいたします。

3 提出先

平成31年1月1日(退職者については退職時)に名古屋市内に住所がある方の個人別明細書に総括表を添えて、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

提出の際には、年末調整関係の資料に同封の返信封筒をご利用いただきますようご協力をお願いします。

●提出は電子申告が便利です

名古屋市では、給与支払報告書や異動届出書の提出を地方税ポータルシステム「eLTAX」(<http://www.eltax.jp/>)を利用して電子申告することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

●よくあるご質問について

『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

名古屋市は個人市民税の特別徴収を推進しております。事業者の皆様にも、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
名古屋市個人市民税特別徴収センター 電話(052)957-6930

償却資産(固定資産税)申告書の提出

1 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産(構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定により所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

2 申告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納税義務者になりますので、資産の所在する区ごとに申告書を作成していただき、資産の所在する区を担当する市税事務所へ申告していただきます。

提出期限は平成31年1月31日(木)です。提出期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく平成31年1月22日(火)までの提出にご協力ください。

3 提出先

名古屋市では、市税に関する事務を金山市税事務所、栄市税事務所、ささしま市税事務所で行っています。これに伴い、償却資産申告書の提出先、お問い合わせ先が、資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産係となっています。下記の該当する市税事務所固定資産税課償却資産係へご提出ください。なお、窓口が混雑することが予想されますので、郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

資産の所在する区	担当する事務所	所在地	連絡先
昭和区 瑞穂区 熱田区 南区 緑区 天白区	金山市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	TEL(052)324-9809 FAX(052)324-9826
千種区 東区 北区 中区 守山区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	TEL(052)959-3309 FAX(052)959-3319
西区 中村区 中川区 港区	ささしま市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 (日本生命笹島ビル8階)	TEL(052)588-8009 FAX(052)588-8019

働き方改革関連法の準備できていますか？

平成31年4月1日より、働き方改革関連法が施行されます。

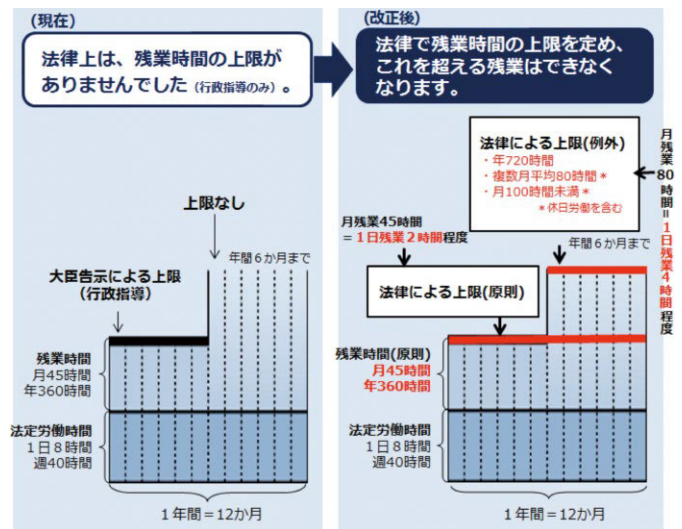
1 改正のポイント

今般の改正(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)は、①残業時間の上限規制、②年5日間の年次有給休暇の取得義務、③「フレックスタイム制」の拡充、④「高度プロフェッショナル制度」、⑤月60時間超の残業の割増賃金率引上、⑥「勤務間インターバル」制導入促進、⑦労働時間の客観的な把握義務、⑧産業医・産業保健機能の強化等が施行されます。

2 改正の概要

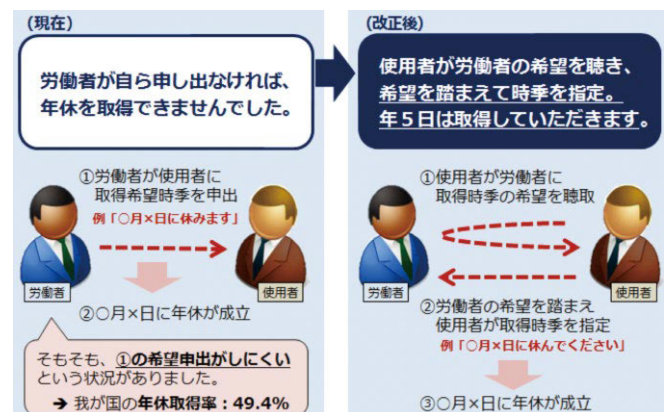
① 残業時間の上限を規制 (労働基準法)

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前(1947年)に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります(中小企業は2020年4月1日から適用)。



② 年5日間の年次有給休暇の取得義務 (労働基準法)

現在は、労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できませんでしたが、改正後は使用者が労働者の希望を聞き、希望を踏まえて時季を指定し、少なくとも年5日は取得していただきます。



③ 「フレックスタイム制」を拡充 (労働基準法)

現行の清算期間1か月が、3か月になります。

3か月の平均で法定労働時間以内にすれば、割増賃金の支払いは必要ありません。

④ 「高度プロフェッショナル制度」を新設 (労働基準法)

自律的で創造的な働き方を希望する方々が、高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方をできるよう、本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を用意します。

⑤ 中小企業の月60時間超の残業の割増賃金率を引上（労働基準法） （2023年4月1日から適用）

月60時間超の残業割増賃金率、大企業50%（現行50%）、中小企業50%（現行25%）

⑥ 「勤務間インターバル」制度の導入を促進（労働時間等設定改善法）

「勤務間インターバル」制度とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を確保する仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

⑦ 労働時間の状況の把握義務（労働安全衛生法）

裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でしたが、健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

⑧ 「産業医・産業保健機能」を強化（労働安全衛生法）

産業医の活動環境の整備するため、事業者から産業医への情報提供を充実・強化し、産業医の活動と衛生委員会の関係を強化します。

加えて、労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取扱いルールの推進、産業医等による労働者の健康相談を強化し、事業者による労働者の健康情報の適正な取扱いを推進します。

3 名古屋東労働基準監督署「働き方改革関連法の説明会」のお知らせ

・日 時：平成31年2月21日（木）

① 9：30（30人限定）

② 14：00（30人限定） ※①と②の内容は同じです。

・場 所：名古屋市天白区中平5-2101 名古屋東労働基準監督署2階 大会議室

・問合せ先：支援班（しえんはん） 電話（052）800-0792、FAX（052）805-6116

上記日程で働き方改革関連法説明会を実施します。参加を希望される場合は、事業場名、担当者名、①②のいずれにするかを支援班（しえんはん）まで電話・FAX等（会社名・出席者数・連絡先電話番号）でご予約願います。

社会貢献活動

昭和法人会では、社会貢献活動の一環として、毎年管内2区2市1町で開催される地域住民まつりに参加してブースを借り受け、ブロック・支部役員が税に関するパンフレット・マンガ本などを配布したほか、各種景品を抽選等により配布するなど毎年人気のブースとなっています。昨年は、昭和区・天白区は台風等の理由により急遽中止されましたが、本年は、5か所の会場ともに晴天に恵まれ、各会場ともに多くの来場者に対し、それぞれ工夫を凝らした税の啓蒙活動と法人会のPRを行うことが出来ました。

天白区区民まつり

- 日時／10月28日(日)
- 場所／天白公園



昭和区区民まつり

- 日時／10月28日(日)
- 場所／鶴舞公園



2018ながくて市民まつり

- 日時／11月11日(日)
- 場所／長久手市役所周辺



東郷町文化産業まつり

- 日時／11月11日(日)
- 場所／東郷町いこまい館周辺



にっしん市民まつり

- 日時／11月18日(日)
- 場所／日進市役所周辺



瑞穂区・昭和区ブロック連絡協議会 「税務研修会と経営講演会」

●平成30年11月19日(月) 熱田神宮会館

●第一部講師／昭和税務署 法人課税第一部門統括官 廣瀬勝之氏

第二部講師／(株)日本レストランエンタプライズ 駅弁マイスター 三浦由紀江氏



駅弁マイスター 三浦由紀江氏

11月19日、熱田神宮会館におきまして、瑞穂区・昭和区ブロック連絡協議会共催による研修・講演会が57名もの参加者が集まり大盛況の開催となりました。

第一部の税務研修会では、昭和税務署法人課税第一部門統括官廣瀬勝之氏をお迎えして、「間近に迫った消費税軽減税率制度」と題し、国税庁の分かり易い多くの資料を用意され配布して、それをもとに消費税の導入の歴史から消費税軽減税率制度について分かり易く説明をして頂きました。

続いて、第二部の経営講演会では、(株)日本レストランエンタプライズ「駅弁マイスター」三浦由紀江氏をお迎えして「究極の接客・販売術」と題して講演をして頂きました。



最初に、NHKテレビ「プロフェッショナル仕事の流儀」に講師が出演した時の場面を視聴した上で講演に入りました。

駅弁販売は、23年間専業主婦だった三浦さんが、娘さんに「働けば」とアルバイト雑誌を渡され、駅弁販売なら出来るはずと勤め先まで決められたことから44歳にして初めてパートとして始めた仕事でした。それからJR上野駅で駅弁販売に励む毎日が始まりましたが、49歳で契約社員に52歳で正社員となり、53歳で突然の社長面接で大宮営業所長に大抜擢されました。

しかし、売上が低迷して、トラブル続きの大宮駅では、部下はついて来ず、営業所長の仕事は分からず、消えてなくなりたいと思うほどの苦勞をしましたが、1年目で売上を5,000万円アップさせ、4年目では1億1千万円もアップさせることが出来ました。

その仕事での姿勢は、常に現場目線で、楽しく無ければ、仕事じゃないとまで言い切る三浦さんは、60歳定年後の今もパート社員「駅弁マイスター」として店頭に立っています。

講演は、現場で培われたエピソードをたくさんちりばめられ、大変参考になり、さらに三浦さんの明るさで、笑いの絶えない楽しい講演会となりました。

天白区ブロック連絡協議会 「経営講演会」

●平成30年11月28日(水) JA天白信用本店文化会館

●講師／タレント・講談師 旭堂鱗林氏

11月28日、天白区ブロック連絡協議会では、平成30年度の経営講演会を名古屋で2人目の女性講談師 旭堂鱗林氏を講師に招きJA天白信用本店文化会館にて35名の参加を得て開催しました。

講師は、名古屋出身で、幼稚園教諭やラジオレポーター等の多彩な経歴の後、講談師として活動をなさっている方で、現在では、東海ラジオのレギュラー出演や講談師、タレントとして活躍中の方です。



旭堂鱗林氏



講演内容は、講師が講談師になるまでの経歴や、昨今将棋の世界で話題を呼んでいる棋士藤井聡太七段をモチーフとした創作講談「藤井聡太物語」を演じていただきました。話しぶりは、とても親しみやすく笑いありで、受講者も昨今の関心の高い話題に最後まで真剣に聞き入っていました。

税務研修会「よくわかる消費税軽減税率制度」

●平成30年9月27日(木)～28日(金) 2日間開催 名古屋市中小企業振興会館 会議室



昭和法人会では、税務協力団体である「法人会、青申会、間税会、納貯連」の4団体と、昭和税務署の共催による「よくわかる消費税軽減税率制度」を、9月27日(木)、28日(金)の両日、中小企業振興会館会議室にて開催し、併せて104の事業者の方々が参加されました。

この研修会は、消費税の引上げと軽減税率の導入まで1年に迫ったこの時期に、まだ準備のお済みでない事業者などを対象に、法人・個人事業者の垣根を越え、より多くの方々に消費税の改正事項をできる限り知っていただきたいと開催されたものです。

特にこの研修会では、昭和税務署の担当官の解説の後、中小企業診断士の中山毅俊氏により、この消費税改正に伴う補助金の申請方法等を具体的に解説するなど、実務にもすぐ役立つ内容に、最後まで熱心にメモを取るなど活気あふれる研修会となりました。

やさしい法人税セミナー

●平成30年9月11日(火)、18日(火)、26日(水)
10月3日(水)、10日(水)の5日間

昭和ビル9階ホール

●講師／税理士 小掠めぐみ氏
(元名古屋国税不服審判所 国税審判官)

本年度で5回目となる「やさしい法人税セミナー」を、昭和・名古屋中・千種法人会の三会合同で開催しました。この講座は、税知識の普及事業として「法人税の基礎実務の学習と企業会計の調整ポイントを把握しよう!」をテーマとして毎年開催しているものです。

講師は、税理士の小掠めぐみ氏(元名古屋国税不服審判所 国税審判官)にお願いし、教本として使用した分厚い「図解法人税」を片手に、体系的にわかりやすく説明して



小掠めぐみ氏

いただきました。

ただし、9月4日開催の初講が台風接近により休講としたことから、本年度は残りの5日間で開講することとなり、凝縮された中身の濃い講義の内容に、参加者も四苦八苦しながら受講していました。全体で65名の方が参加し、講義の終了後は、毎回講師に質問する参加者もでるなど好評を博したセミナーとなりました。

初級簿記教室 複式簿記の原理と会計の基礎実務



●平成30年9月18日(火)、21日(金)、26日(水)、
10月2日(火)、5日(金)、10日(水)、16日(火)、
19日(金)、22日(月)、25日(木)の10日間
名古屋市中小企業振興会館 会議室

●講師／税理士 仙田浩人氏

本年度も、当会の伝統行事として第37回目を迎えた『初級簿記講座』を開催したところ、新入社員や初めて経理担当になった方々など23名が申し込まれ、9月18日から10月25日間の延べ10日間に亘り名古屋市中小企業振興会館において行いました。

この講座は、簿記の基礎知識や仕訳の仕方、試算表の作成、日々の取引の記帳等、実務に即応する知識の習得を目的に開催している教室で、簿記の各項目について体系的に講義を行っています。

講師には、名古屋税理士会昭和支部の税理士 仙田浩人氏に引続きお願いし、講師に回答を指名されるなど悪戦苦闘の授業ですが、受講者の中には、この講座の受講後に日本商工会議所簿記検定への受験・合格を目指し頑張っており受講されていました。

「大規模法人 e-Tax 義務化説明会」 「調査部所管法人合同講演会」

●平成30年10月22日(月) 熱田神宮会館



名古屋国税局 調査部長 藤村伸介氏



昭和法人会調査部所管法人部会では、10月22日(月)、昭和・熱田・中川・半田法人会の4法人会と名古屋国税局の共催にて、「大規模法人電子申告(e-Tax)義務化説明会」並びに「調査部所管法人合同講演会」を熱田神宮会館にて開催しました。

第一部の「大規模法人電子申告義務化説明会」では、平成30年度税制改正により、資本金が1億円を超える法人には、平成32年4月開始事業年度以降の申告手続きから電子申告(e-Tax)が国・地方ともに義務化されたことから、今回、名古屋国税局と共催して説明会を開催したものです。この説明会には、法人会会員以外も含めた約160名もの多くの参加者があり、国税局調査開発課の担当官の説明に熱心にメモを取るなどその関心の高さを物語っていました。その説明会の後、本年10月から施行される消費税率の引上げと軽減税率の

導入についても、国税局消費税課の担当官から研修を受けました。

第二部は、毎年恒例となりました名古屋国税局調査部長 藤村伸介氏の講演会を行いました。本年の演題は「最近の税務行政について」と題して、①国税局・税務署の状況、②相続税・贈与税の仕組み、③大企業の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組みについて講演いただきました。藤村調査部長様は、国税局人事第一課長や個人課税課長等の要職を歴任された方で、幅広い見識の下で、関心の事項をわかりやすくお話しいただきました。その後、国税局調査審理課の後藤課長補佐様による「誤りのない申告書を作成するために」のテーマで税務研修会を行い、4項目に亘る説明会・研修会を終了しました。

愛知県連主催 税制講演会

●平成30年11月6日(火) ウィンク愛知

愛知県連税制委員会では、税制改正の提言活動の研究の資とするため、毎年県下20単位会の役員を対象とした平成30年度「税制講演会」を11月6日に開催しました。

本年度の講師は、全国法人会総連合(全法連)の専務理事 松崎也寸志氏をお招きし、「法人会の役割と税制提言について」をテーマに講演をいただきました。

講師は、全法連専務理事を就任の前には、東京法人会連合会(東法連)の専務理事、その前職は国税庁徴収部長・法人課税課長等の要職を歴任された方で、法人会の実情にも精通され、今後法人会に与えられた役割や、今後目指すべき方向性やビジョンを熱く語っていただきました。また、法人会の大きな使命である税制改正提言の活動についても、企業側の意見を持ち上げ法人会だからこそ提言できる役割を、今後ともしっかり行っていくので、そのための意見等を持ち上げてほしいと訴えました。

参加者は、直接中央組織(全法連)の考えを拝聴することが出来、単位会レベルの活動に活かすことを確認していました。



全国法人会総連合 専務理事 松崎也寸志氏

■ 第32回 法人会全国青年の集い「岐阜大会」

平成30年11月8日(木)～9日(金)
長良川国際会議場ほか

第32回法人会全国青年の集い「岐阜大会」が11月8日～9日に地元岐阜市で開催されました。

浅井部会長率いる青年部会役員一同は、8日には租税教育活動プレゼンテーションに参加し、全国各地より選抜された局連の代表による素晴らしい取組みを拝聴し、今後の活動の参考にすることができ大変有意義な時間となりました。9日午前中は浅井部会長のみ部会長サミットに参加され、「健康経営」について、会員企業の社員従業員の健康維持が、これからの企業風土の継承や人材不足時代を乗り切る重要な事項の一つであると、全国から集まった部会長総勢450名で活発な議論を交わしました。

9日午後からは長良川国際会議場での大会式典に参加し、大会スローガン『未来を切り開く先駆けとなれ～天下布武発信の地 岐阜から～』を掲げて、現在の岐阜のまちの礎を築いた織田信長が行った政策のうち、誰もが自由に商売ができる楽市楽座政策、貨



幣価値の統一、関所の撤廃、道路の整備などの商業振興などを紹介し、その発想力と実行力を称し開催されました。

記念講演では紺野美沙子氏を講師に迎え、「今私たちにできること～未来のために～」という演題で、女優業の他に国連開発計画（UNDP）親善大使や岐阜県図書館名誉館長のご経験や、朗読座などの立ち上げについてお話をいただき知見を広め、発想力、行動力を高めることができた素晴らしい時間となりました。

今回の全国大会への参加は、租税教室活動を始めとする青年部会活動の発展に寄与し、未来を切り開く先駆けに繋がっていくことを改めて確信できた意義のある大会になりました。

広報担当副部会長 後藤秀臣

■ 青年部会 9月度税務研修会

平成30年9月26日(水) 中小企業振興会館

9月26日、昭和税務署副署長高木邦秀様、法人課税第一部門統括官廣瀬勝之様を来賓に迎え、税務研修会を開催しました。

今回の講師には、2年目となった廣瀬統括官に「ザ・国税！Ⅱ＋知っておきたい消費税軽減税率制度のお話」と題し、本年10月から実施される消費税の改正事項により、軽減税率が適用される場合とされない場合等を、Q&Aなどを用いわかりやすく解説していただきました。また、消費税の非違事例については、廣瀬統括官の実体験での事例やエピソードな



どを守秘義務に抵触しない範囲で、面白おかしくお話しいただきました。参加者は、消費税に対して知見を広げ税務に対する姿勢を向上させ、自社の成長を目指していくことを改めて考え直すとても良い研修会となりました。

なお、研修会終了後は、懇親会を実施し、署幹部職員や部会員間の情報交換の話に花が咲きました。

研修担当副部会長 江場大二

青年部会入会の魅力は！

魅力1

年会費 24,000 円

企業同士の交流会として参加しやすい年会費です。

魅力3

税知識の習得、普及による社会貢献
会社運営や事業継承にまつわる有効な税務知識の習得ができる。

魅力5

3区2市1町に在する企業と交流
経営者として、自分の地域に密着した人脈が広がります。

魅力2

少しの時間でも活動できます

本業が忙しい方でも、年6回ほどの開催ですので気楽に参加できます。

魅力4

税務署の幹部署員を講師に招聘

専門家のもとで税の知識を身につけることができます。

魅力6

幅広い情報交換

大きな会社や様々な青年企業家同士で親睦を深めます。

■ 親睦ボウリング大会

平成30年10月31日(水) スポーツ名古屋

10月31日、恒例となりました青年部会主催親睦ボウリング大会がスポーツ名古屋にて開催されました。

本年も青年部会員のほか、昭和税務署からも坪井署長を始め18名の職員の方々にも参加していただき、総勢39名での戦いがスタートしました。

穂刈会員拡大委員長の号令より、坪井署長及び浅井部会長の始球式で幕を開け熱戦が繰り広げられました。

名プレー珍プレーの続出に各レーンともに大きな拍手歓声が沸き、大変盛り上がった大会となり、試合結果はHCの利を生かした事務局の中島さんが優勝、準優勝は加藤専務理事と事務局メンバーが独占しましたが、最後まで楽し



い時間を過ごすことができました。

その後、青年部会メンバーは場所を移し、表彰式を兼ねた懇親会が行われ、美味しいお酒と料理を食べながら盛り上がることができ、毎月でもボウリング大会が開催したくなりましたが、次回を楽しみにしております。

会員交流委員長 深津正文

■ 租税教室の実施

平成30年12月12日(水) 昭和区 白金小学校 12月13日(木) 瑞穂区 御劔小学校
平成31年1月10日(木) 日進市 相野山小学校 1月22日(火) 昭和区 村雲小学校

この租税教室の活動は、「税の教育・税の啓蒙活動の一環」として、青年部会員が管内の小学校に伺い、講師となって、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくために実施しています。全国的にも青年部会活動の中心的活動となっています。

そのため当会青年部会においても、4年目の取組みとなり、本年度は管内小学校4校の租税教室を担当し、現在実施しています。

講師役となる青年部会員は、事前に税務署が主催する講師養成研修を受講し、かつ、青年部会の中で実際に模擬授業を実施し、昨年までに講師を経験した部会員のアドバイスをもとに授業を目指し準備しています。

本年度は、横井会員が講師となる12月12日の昭和区白金小を皮切りに、講師歴3年目の黒宮会員が12月13日の瑞穂区御劔小学校で、年が明けた1月10日には川合会員が日進市相野山小で、同じく22日には後藤副部長が昭和区の村雲小学校でそれぞれ講師を勤め開催しています。合わせて、4校5講座約190名を対象とした開催となりました。

講義を受けた小学生は、皆、真剣な眼差しで講師の話を聞いてくれており、中でも授業の中で1億円のレプリカを示した折には、1億円に殺到し、重さを実感していました。

青年部会では、部会員全員が講師をできるようになることを目標に、毎年新規の講師を養成し、この活動を通し社会貢献、特に租税教育の分野で頑張っていくことを確認しています。

研修企画委員長 黒宮淳司



青年部会員募集中！

青年部会では、当会会員会社勤務する役員や社員で、満50歳以下の若手経営者のご入会をお勧めしています。

青年部会の活動は、税法・経理・経営等の研修を通し、業種の壁を越えて同年代の悩みや体験を共有し、互いの自己啓発に繋げることを目的にしています。

是非この機会にご入会をご検討下さい。詳しくは、会報誌に同封しました「青年部会入会のご案内」をご覧ください。



女性部会創立40周年記念事業 社会貢献事業 「講演会&演奏会」と「創立40周年記念式典」

平成30年10月23日(火) メルパルク名古屋

第一部 講演会 「内科医の頭の中」～重大な病気の予防と、早期発見の意味～

第二部 プレミアムコンサート 「大山大輔ミュージカルを歌う」



昭和法人会女性部会は、昭和54年2月22日に「婦人部会」として産声を上げ、本年度満40歳を迎えました。これを機に、10月23日(火)、創立40周年記念事業として「講演会とプレミアムコンサート」公演を開催し、約290名の参加者が集い、会場満員の大盛況の公演会となりました。併せてその公演の後「女性部会創立40周年記念式典・懇談会」が行われました。

第一部の「講演会」では、講師に中区にて開業されている(医)斯文会 岡田内科 医師 岡田隆氏をお招きし、「内科医の頭の中」～重大な病気の予防と、早期発見の意味～と題し、講師お手製の資料映像により、①「血管つまり病」、②「ばい菌病」、③「癌」の三つのグループに病気を分類し、その予防策などを丁寧に説明いただきました。いずれの病気にも、定期的な検診の重要性と早期発見・早期治療が大事にならない

ことを痛感した講演会となりました。

第二部のプレミアムコンサートでは、恒例となりましたピアニスト甚目裕夫氏プロデュースによる演奏会を開催し、本年は劇団四季のオペラ座の怪人を演じたことのあるオペラ歌手 大山大輔氏をお招きし、「大山大輔ミュージカルを歌う」と題して、同じくオペラ歌手 畝部理佐氏とともにミュージカルのメドレーをたっぷり堪能しました。

その後開催した記念式典には、名古屋国税局から北川課税第二部次長のほか、坪井昭和税務署長、歴代税務署長、本会・青年部会役員など女性部会と縁とゆかりがある方にご参加いただきました。冒頭、森部会長は、これまでの歴代部会長の貢献や税務当局のご協力、女性部会の活動に理解のある多くの方のお骨折りにより現在の女性部会が成り立っていることに謝辞を述べ、来賓のご祝辞の後、初代女性部会長である辻節子顧問に当時の思い出を含めた現部会活動への激励のお言葉と、全員でこの40年間の写真をビデオにて鑑賞し、感慨深く昔の活動を思い返していただきました。式典後の懇談会では、久しぶりに顔を合わせる方も多く、旧交を深める場とともに、現部会長のほか役員・女性部会員も、今後の女性部会の発展を確認しあいました。



第一部



第二部



記念式典

■ 9月例会 新署長を囲む意見交換会と税務研修会

平成30年9月20日(木) メルパルク名古屋

本年も、税務署の人事異動後恒例となりました「新署長を囲む意見交換会」と「税務研修会」を開催しました。

本年度は、日頃女性部会がお世話になっている昭和税務署の署長様と副署長様が異動されたことから、初めての顔合わせに大変楽しみにしておりました。

しかし、当初9月4日に開催予定をしておりましたが、生憎の台風の接近により急遽日程を変更し、20日に開催いたしました。

最初に、新たに着任された坪井伸介署長様との意見交換会では、署長様が中川区のご出身であると伺い、上手に名古屋弁を使われる親しみのある人柄で、今後とも法人会活動に協力できることがあれば進んで協力するとの心強いお言葉を頂戴しました。また、これまでの勤務においてご苦労されたことや思い出深いこと、ご家族のことなど、やさしく笑顔でお答えいただき、部会員も和やかな雰囲気の中で意見を交わしました。

また、お仕事に関することでは、お酒に関する事務に長く携わっておられ、地場産のお酒を広く知っていただくために、いろいろな展示会やイベントにも多く参加したときの苦労話などをお聞きしました。

今後、署長の職務として、国民の皆様の信頼を失うことなく、適正・公平な課税を目指して調査・徴収に力を入れるとともに租税教育や税務コンプライアンスにも力を注ぎ、職員の方々をしっかり指揮していくと抱負を語られていました。

続いての税務研修会では、2年目を迎えた廣瀬法人課税第一統括官に講師にお願いし、「ザ・国税！Ⅱ」と題し、消費税の改正事項の説明と、廣瀬統括官のこれまでの経験の中で、消費税に関わる事例や苦労話やエピソードなどを笑いも交えわかりやすく説明していただきました。



■ 「第3回税に関する絵はがきコンクール」作品審査会

平成30年9月25日(火) 名古屋市中小企業振興会館

私たち女性部会が主体となって募集した「第3回税に関する絵はがきコンクール」について、本年度も管内小学校6年生の皆さんに夏休みの課題としてその募集を行い、その作品審査会を中小企業振興会館で開催しました。

本年は、応募総数で206の作品が寄せられ、昨年度の約6倍の応募に、少しずつ私たちの活動が教育の現場でも理解されつつあると実感いたしました。

応募された作品はいずれも力作ばかりで、素晴らしい出来栄の作品を目の当たりにして、作品の審査に当たって大変悩みましたが、法人会会長や税務署長様にも審査に加わっていただき審査した結果、別頁の「第3回税に関する

絵はがきコンクール」コーナーに掲載のとおり「会長賞」「署長賞」など16の作品を入賞作品として選定しました。入賞者の方々には、表彰状をお届けいたしました。





国税の納付は ダイレクト納付のご利用を!

名古屋市内法人会 e-Tax 推進合同会議

名古屋市内の9法人会は、平成22年9月から連携して、「e-Tax利用の実施について」と題した依頼文により会員の方へe-Tax利用のご案内をしております。この取り組みによって、名古屋国税局管内におけるe-Taxの利用割合の向上に少なからず寄与することができたものと考えております。

さて、皆様もご承知のとおり、従前の活動主体は「会員企業の関与税理士による代理送信の依頼」でしたが、平成25年度からは、この活動に加えてe-Tax手続のうち、**利用開始の手続きが非常に簡単**であり、また、多くの会員企業の皆様方が行っている**源泉所得税の納付に非常に便利な「ダイレクト納付」**の利用に向けた周知活動にも取り組んでおります。

◇ダイレクト納付とは・・・

ダイレクト納付とは、事前に税務署に「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約が不要です!
- 利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで手続きが行えます!
⇒**電子証明書の添付や! Cカードリーダーは不要です!**



- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要はありません!
⇒**源泉所得税を毎月納付している方に便利です!**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 納付する際、預金口座を指定できます!

関与税理士の方にお伝えください!

名古屋市内9法人会は連携して、関与税理士の方に代理送信依頼活動を継続して取り組んでいます。会員企業の皆様におかれましては、関与税理士の方に対しまして、**機会をとらえて「当社の申告は、e-Taxでお願いします」とお伝えください。**会員企業の皆様のこの一言が、e-Tax利用割合の向上に繋がります。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax



電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
→**こんなメリットが!**

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

交換刺名上誌

(社名五十音順)

株式会社飯島産業

代表取締役社長

飯島大輔

株式会社 浅間製作所

代表取締役社長

中林 広樹

アサイコーポレーション株式会社

代表取締役

浅井 鈺藏

常務取締役

浅井 啓介

曙螺子工業株式会社

代表取締役社長

笠原 照基

株式会社 アイビー

アイチオート用品株式会社

代表取締役

相羽 康人

相羽ばね工業株式会社

代表取締役

相羽 克俊

有限会社 川本緑化

代表取締役

川本 幸政

亀井ソフラン株式会社

代表取締役

亀井 直人

株式会社 大久保工務店

代表取締役

大久保 盛史

株式会社 エルモ社

代表取締役会長兼社長

野村 拡伸

江場酸素工業株式会社

代表取締役社長

江場 千津子

株式会社 ウツノ

代表取締役

宇津野 真一

株式会社タイコー

代表取締役 赤羽 廣一

株式会社 大栄商会

代表取締役 川村 昌利

医療法人 大医会 日進おりど病院

理事長 大島 慶久

セントラル交通株式会社

代表取締役 大和 幹大

建設ゴム株式会社

代表取締役 稲木 三四郎

協和電機株式会社

代表取締役 高柳 秀孝

株式会社 銅豊製作所

代表取締役社長 浅野 慎介

株式会社 東郷製作所

取締役社長 相羽 繁生

千代田合成株式会社

代表取締役 伊勢村 昌吾

株式会社 中部日栄

代表取締役 鈴木 宏

竹田印刷株式会社

代表取締役社長 山本 眞一

有限会社 高松製作所

代表取締役 水谷 守一

あけましておめでとうございます ●

パイロットインキ株式会社

代表取締役社長 荒木敏男

日本パッキング株式会社

代表取締役社長 小島直之

日本特殊陶業株式会社

代表取締役社長 尾堂真一

日本ガイシ株式会社

代表取締役社長 大島 卓

株式会社ニコフイールバルーンパーク

代表取締役 山下郁子

名古屋牛乳株式会社

代表取締役 平井武敏

マドラス株式会社

代表取締役社長 岩田達七

フラザー工業株式会社

代表取締役社長 佐々木一郎

フジパングループ本社株式会社

代表取締役社長 安田智彦

富士パックス販売株式会社

代表取締役社長 森 功

株式会社菱源畳店

代表取締役 菱田 豊

株式会社ハナイタイト

代表取締役社長 花井 靖

名機ゴム株式会社

代表取締役 山岡一満

ミズショー株式会社

代表取締役 橋本衛

水金工事株式会社

代表取締役 水谷隆夫

丸美産業株式会社

代表取締役会長 南喜幸

株式会社丸福

会長 鈴木圓三

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村重好

大同生命保険株式会社
名古屋南支社

支社長 重松正人
第二営業課長 北野康仁

ワイクリード株式会社

代表取締役社長 吉田英晃

アフラック代理店
株式会社ライフスマイル西本

代表取締役社長 西本一子
取締役営業本部長 西本賢太郎

株式会社山本工務店

代表取締役 山本悦司

合資会社 山金ポンプ製作所

代表社員 米本卓弘

山勝株式会社

代表取締役社長 森昭勝

あけましておめでとうございます ● 2019

愛知エリア統括部 名古屋プロチャネル営業部
愛知エリア統括部長 原田正彦
名古屋プロチャネル営業部長 鈴木融

アフラック 愛知総合支社
支社長 山内浩子

一般社団法人昭和法人会
会長 柴垣信二
事務局一同



消費税期限内納付 推進運動実施中!



消費税の期限内
納付を忘れずに。



● 消費税には
申告・納付期限^(※1)が
あります。

● 申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

● 個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

市内9法人会合同講演会 開催案内

●演題：「AIが創りだす今後30年間の世界」

●講師：富士通株式会社 常務理事
 首席エバンジェリスト 兼 エバンジェリスト推進室長 なかも中山 いわお五輪男氏

日時 平成31年2月13日(水) 13:30~15:00

場所 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
 中区金山1-5-1 (地下鉄名城線「金山駅」より連絡通路あり)

参加費 無料



中山五輪男氏 略歴

1964年5月 長野県伊那市生まれ。法政大学工学部電気電子工学科卒業。
 2001年、複数の外資系ITベンダーを経てソフトバンクに入社。法人事業戦略本部戦略事業統括部首席エバンジェリスト。
 2017年8月21日、富士通の常務理事首席エバンジェリストに就任。
 これまでスマートデバイス、クラウド、ロボット、AI、IoTの5分野を得意分野とし、年間約300回の全国各地での講演活動を通じてビジネスユーザーへの訴求活動を実践してきた。さまざまな書籍の執筆活動や複数のTV番組出演での訴求など、エバンジェリストとしての活動をしつつ、国内30以上の大学での特別講師も務めている。

昭和法人会 当面の行事予定

平成31年 1月~5月

1月8日(火) 11:00~	税務連絡協議会定例会 今池ガスビル・ガス燈	2月26日(火) 14:00~	決算期別説明会 中小企業振興会館
1月18日(金) 13:30~	女性部会1月例会「税務署長講演」 メルパルク名古屋	3月8日(金) 13:30~	【東海法連】第73回東海法連大会 岐阜グランドホテル
1月23日(水) 17:30~	青年部会拡大推進教養講座 ホテル名古屋ガーデンパレス	4月15日(月) 14:00~	調査部会第7回通常総会 熱田神宮会館
1月24日(木) 16:00~	【県連】理事会・賀詞交換会 名古屋東急ホテル	4月17日(水) 14:00~	正副会長会・理事(監事)会 メルパルク名古屋
1月30日(水) 15:00~	正副会長会・理事(監事)会 ホテルナゴヤキャッスル	4月18日(木) 17:00~	青年部会第7回通常総会 メルパルク名古屋
2月1日~2日(金・土) 終日	青年部会1泊税務研修会 北陸方面	4月19日(金) 13:30~	女性部会第7回通常総会 メルパルク名古屋
2月13日(水) 13:30~	名古屋市市内合同講演会(講師：中山五輪男氏) 日本特殊陶業市民会館	4月25日(木) 12:00~	【県連】理事会 名鉄グランドホテル
2月15日(金) 15:00~	愛知ブロック講演会(講師：香田佳江氏) 日進市商工会ホール	4月25日(木) 終日	【全法連】全国女性フォーラム富山大会 富山産業展示館
2月22日(金) 15:30~	【県連】大規模法人経営者国税局長講演会 ホテルナゴヤキャッスル	5月下旬	第7回通常総会 メルパルク名古屋

昭和法人会広報委員

この会報は右記委員で企画・編集しています。ご意見・ご感想、お寄せ下さい。

ブラザー工業(株)	伊藤 敏宏	山勝(株)	森 祥一
(株)エルモ社	尾島 純	ライチ産業(株)	麻野知恵子
日本パーツ機器(株)	後藤 秀臣		

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 **約52.5%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 **約12.5%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

○万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。

○就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。

○保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。

○この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。

○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。

○当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。

○この資料は、平成30年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

○ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

名古屋南支社/
名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

AIG AIG損害保険株式会社

名古屋プロチャネル営業部/
愛知県名古屋市中区栄5丁目27-12(富士火災名古屋ビル2F)
TEL 052-857-1400

F-30-1026(平成30年8月15日) B-152058

